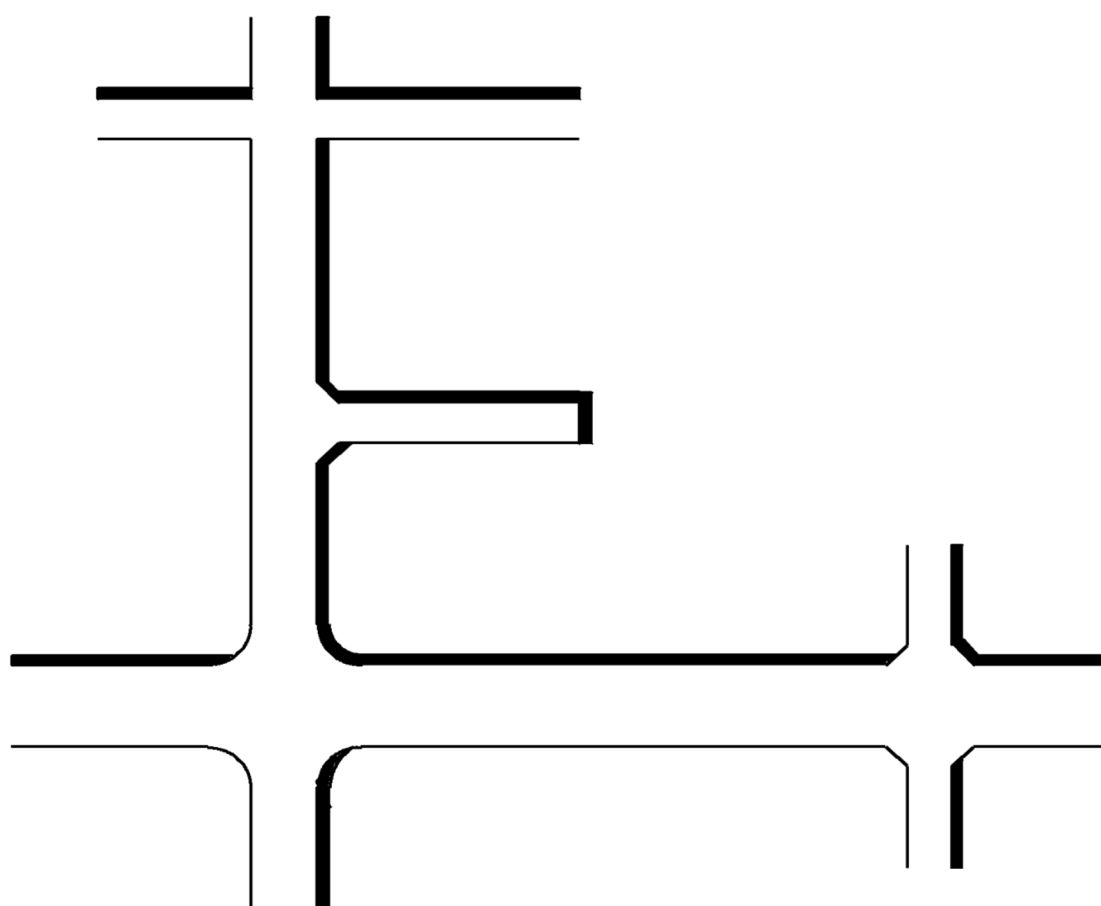


# 指定道路マニュアル



平成15年4月

水戸市都市計画部建築指導課

## はじめに

本市においては、現在までに相当数の位置指定道路が指定を受け、その指定道路に接して建築物が建ち並んでいる現状があり、今後も位置指定道路の増加は見込まれると考えています。

しかし、位置指定道路の規定は、建築基準法第42条第1項第5号をはじめ政令、規則、又は本市の条例、要項等の広範囲にわたり規定され、わかりにくいところもありました。今回、位置指定道路の築造、変更等の基準、申請を行う際の手続き、必要となる図書等に関して解説を加えるとともに関係条文を列記し統一的なものとして本マニュアル書を作成しました。

今後、指定道路を申請しようとする方、申請者の代理人として携わる方等に本マニュアル書を幅広くご利用されますようお願い申し上げます。

平成15年 4月

水戸市都市計画部建築指導課  
課長 鈴木晴夫

## 目次

### 第1章 指定道路の概要・注意事項

1 指定道路の概要	-----	1
2 マニュアル書の注意事項	-----	1

### 第2章 指定道路の基準

1 承諾（同意）・隣地への説明及び管理者の選任		
(1) 承諾（同意）の範囲	-----	2
(2) 隣接地への説明	-----	2
(3) 管理者の選任	-----	2
2 宅地の基準		
(1) 指定道路と開発区域	-----	2
(2) 1,000㎡以上の土地の一部利用	-----	3
(3) 一宅地の敷地面積	-----	3
(4) 宅地内の雨水排水	-----	3
3 指定道路の構造		
(1) 道路延長	-----	4
(2) 道路幅員	-----	4
(3) 道路舗装	-----	5
(4) 道路勾配	-----	5
(5) 道路排水	-----	5
(6) 道路標準構造図	-----	6
4 すみ切りの基準		
(1) すみ切りの設置	-----	6
(2) すみ切りが不要な場合	-----	7
5 袋路状道路の基準		
(1) 袋路状道路の幅員と延長	-----	8
(2) 転回広場の基準	-----	8
6 その他の基準		
(1) 安全に対する措置	-----	9
(2) 標識の設置	-----	9

### 第3章 指定道路の変更（延長）・区域の変更・廃止の基準

1	指定道路の変更		
(1)	指定道路の一部廃止	-----	1 1
(2)	指定道路の一部形状変更	-----	1 2
(3)	指定道路の延長	-----	1 2
①	昭和46年3月15日以前に指定を 受けている指定道路の延長	-----	1 2
②	昭和46年3月15日以降に指定を 受けている指定道路の延長	-----	1 4
2	区域の変更	-----	1 4
3	指定道路の廃止	-----	1 5
4	指定道路の境界が不明な場合の措置	-----	1 6

### 第4章 申請・届出等

1	事前協議	-----	1 8
2	道路位置指定の申請		
(1)	申請書	-----	1 8
(2)	添付図書	-----	1 8
(3)	記載等の留意事項	-----	1 8
3	指定道路の変更申請		
(1)	申請書	-----	1 9
(2)	添付図書	-----	1 9
(3)	記載等の留意事項	-----	1 9
4	指定道路の廃止申請		
(1)	申請書	-----	2 0
(2)	添付図書	-----	2 0
(3)	記載等の留意事項	-----	2 0
5	区域の変更届		
(1)	届出書	-----	2 1
(2)	添付図書	-----	2 1
(3)	記載等の留意事項	-----	2 1

6	道路境界が不明なときの申請		
(1)	申請書	-----	2 1
(2)	添付図書	-----	2 2
(3)	記載等の留意事項	-----	2 2
7	工事承認通知	-----	2 2
8	完了検査申請		
(1)	申請書	-----	2 2
(2)	添付図書	-----	2 2
付録			
	記載事例	-----	2 3
	様式目次	-----	2 9
	指定道路関係法令抜粋	-----	4 8

# 第1章 指定道路の概要・注意事項

## 1 指定道路の概要

建築物の敷地は、建築基準法に規定する道路に2m以上接しなければならないことになっていますが、道路が存在しない場所について建築基準法に基づき個人が道路を築造し、特定行政庁である水戸市から位置の指定を受けることにより建築物を建築することができます。この道路のことを位置指定道路又は指定道路と言い、個人が所有、管理する私道であっても建築基準法の道路として取り扱われ建築基準法に関する規定が適用されます。

## 2 マニュアル書の注意事項

本マニュアル書を読むに際して次のことに留意してください。

### (1) 用語等について

本マニュアル書において使用する法令等の名称は次のとおりです。

法	建築基準法
都計法	都市計画法
令	建築基準施行令
規則	建築基準施行規則
告示	建設省（国土交通省）告示
条例	水戸市建築基準条例
細則	水戸市建築基準施行細則
要項	水戸市道路位置指定に関する取扱い要項

### (2) 解説の根拠について

本マニュアル書において解説書きの文末に「法第〇〇条第〇項第〇号」の表記がある場合がありますが、これは当該解説に関する規定が記述されている関係法律等の条、項、号を示すものです。

なお、これらの条文は付録の「指定道路関係法令抜粋」に記載されています。

### (3) 様式について

本文中に「細則 様式第〇〇号 P〇〇」の表記がある場合がありますが、これは、申請書等の様式を示したもので、様式が規定されている法令、様式番号及び本マニュアル書で記載されている頁を示したものです。

## 第2章 指定道路の基準

### 1 承諾（同意）・隣接地への説明及び管理者の選出

#### （1）承諾（同意）の範囲

新たに指定道路を築造する場合には、次の関係権利者の意思を確認するために承諾（同意）が必要です。（規則第9条）

- ① 道路となる部分の土地の所有者，抵当権者等
- ② 道路となる部分に建築物，工作物が存在する場合には，そのものの所有者，抵当権者，賃借権者等
- ③ 道路位置指定区域の土地所有者

#### （2）隣接地への説明

指定道路を隣接地に接して築造する場合には、当該道路に隣接する土地、建物の所有者に指定道路が築造される旨の説明に努めなければなりません。又、関係権利者立会により敷地境界線を確定しなければなりません。

#### （3）管理者の選任

指定道路は建築基準法上の道路ですが、一方においては個人が所有する私道でもあります。よって、指定道路を責任をもって管理する人を選任する必要があります。

### 2 宅地の基準

#### （1）指定道路と開発区域

指定道路として指定を受けることにより指定道路も含めた1,000㎡未満までの宅地開発ができます。しかし、開発面積が1,000㎡以上の場合には、都市計画法第29条に規定する開発行為の許可が必要となります。（都計法第29条第1項）

開発面積（道路位置指定区域）  
位置指定部分+宅地開発部分+セットバック部分=1,000㎡未満

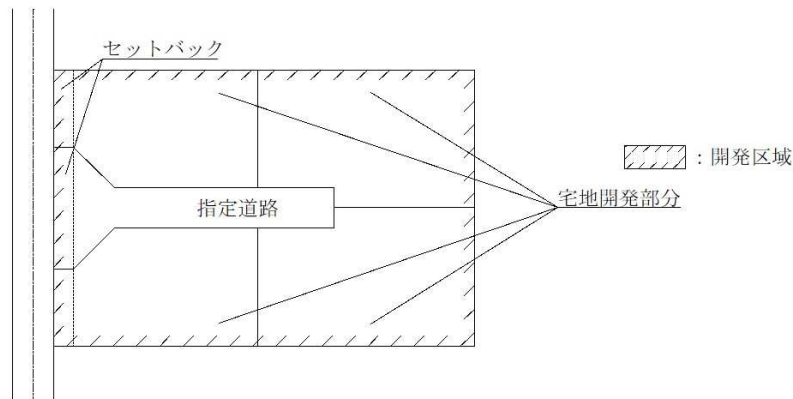


図2-1

※指定道路に伴い開発される区域を「道路位置指定区域」といいます。

(2) 1,000 m<sup>2</sup>以上の土地の一部利用

1,000 m<sup>2</sup>以上の一団の土地を指定道路を利用して宅地開発を行う場合には、次の取扱いとなります。(要項4条)

- ① 1,000 m<sup>2</sup>未満の範囲において、開発区域と残地の部分を明確にするために境界杭を設置しなければなりません。

なお、使用状況によっては、フェンス等で区画する必要があります。

- ② 1,000 m<sup>2</sup>以上の残地部分の宅地開発は、当該指定道路の指定を受けてから起算して1年間はできません。また、1年間の期間の制限は、同一者以外にも社会通念上同一者と認められる者が対象となり、社会通念上同一とは夫婦、親子、関連会社等です。

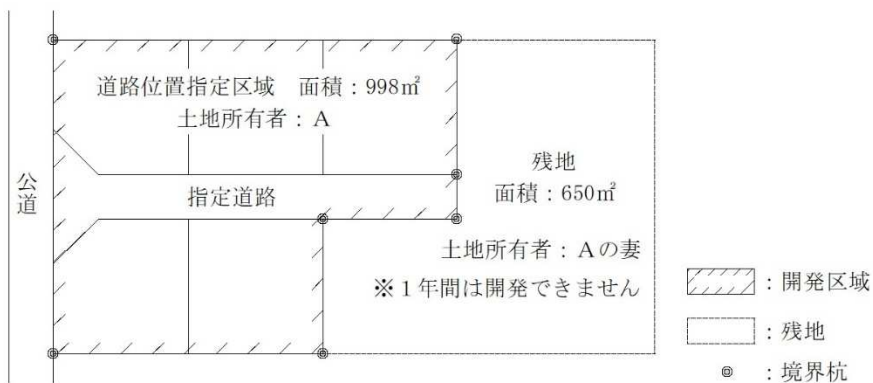


図2-2

(3) 一宅地の敷地面積

指定道路に伴い戸建て住宅の宅地開発を行う場合には、その敷地面積は165 m<sup>2</sup>以上とし、周囲の状況、開発敷地の形状等によりやむを得ない場合には、一宅地のみ135 m<sup>2</sup>以上とすることができます。(要項5条)

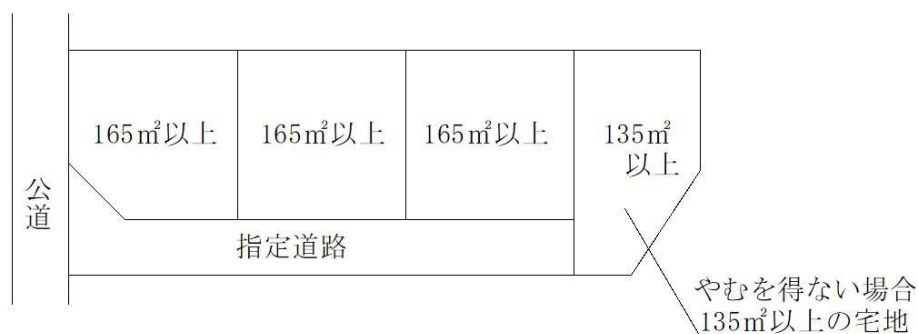


図2-3

(4) 宅地内の雨水排水

宅地内の雨水は排水管、雨水浸透枳等を設置し、有効に排水するように努めなければなりません。



### 3 指定道路の構造

#### (1) 道路延長

道路延長とは、指定道路と接続する公道の境界線から指定道路の終端までの原則道路中心線の長さで測ります。

##### ① 接続する道路の幅員が4 m以上ある場合

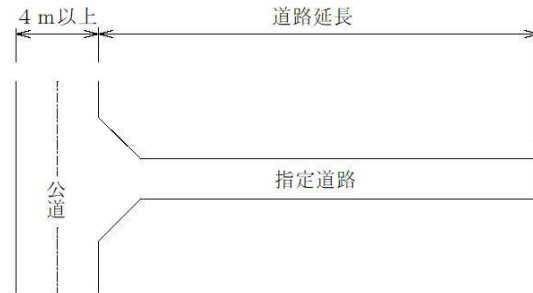


図2-4

##### ② 接続する道路の幅員が4 m未満の場合

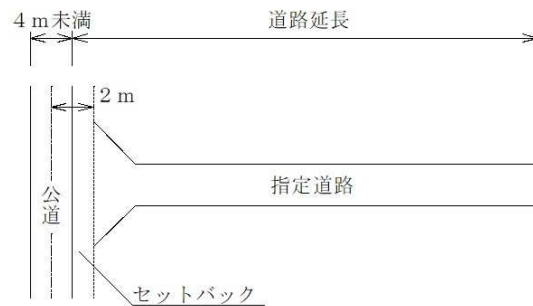


図2-5

##### ③ 接続する道路，指定道路が屈曲している場合

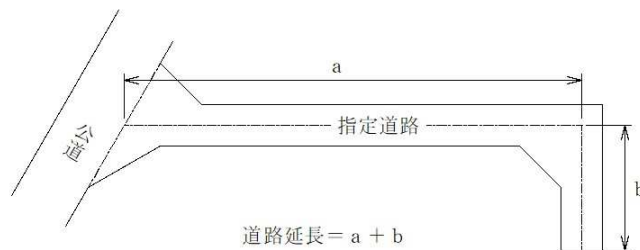


図2-6

#### (2) 道路幅員

道路幅員は、道路の付属設備であるU字溝，L型街渠を含めて測定する全幅と、実際に人や車が通行できる有効幅員で測定することがあります。

指定道路で、幅員として示すのは有効幅員のことで最低4 m以上必要です。(法第42条第1項・要項第7条)

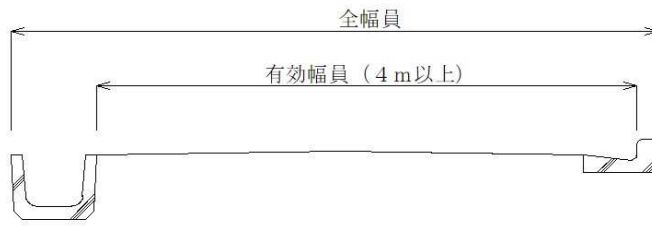


図2-7



図2-8

(3) 道路舗装

通行者の利便性を考慮し原則として5 cm以上のアスファルト舗装とし、やむを得ない場合に限って20 cm以上の砕石舗装等とします。(令第144条の4第1項第3号・要項9号)

(4) 道路勾配

道路の縦断勾配は9%前後とし、小区間においては12%以下の勾配とすることができます。(令第144条の4第1項第4号) また、横断勾配は1.5%前後とし、道路面に雨水が貯まらないものとします。

(5) 道路排水

道路の雨水排水は側溝等を設け、都市下水路、水路等の排水施設に、その管理者と協議を行い排水します。ただし、やむを得ない場合は浸透性U字溝及び次に掲げる浸透能力以上の浸透柵を適切な箇所に設けなければなりません。(令第144条の4第1項第5号・要項10条)

$$\Sigma V = (V1 + V2) \geq (1/70) \times S$$

V1 : 浸透柵の貯水量 (V1 = A1 × B1 × C1)

V2 : 浸透柵底盤砕石の抱水量 (V2 = A2 × B2 × C2 × k)

k : 砕石空隙率 = 0.25

S : 道路面積

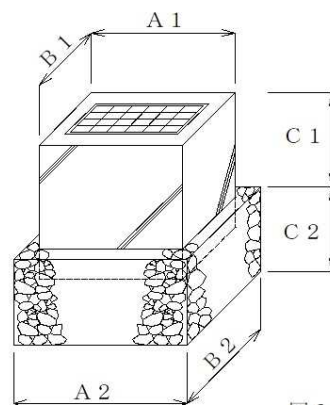
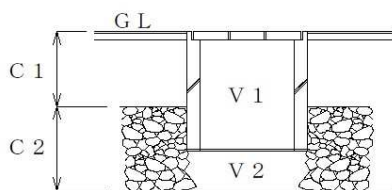


図2-9

(6) 道路標準構造図

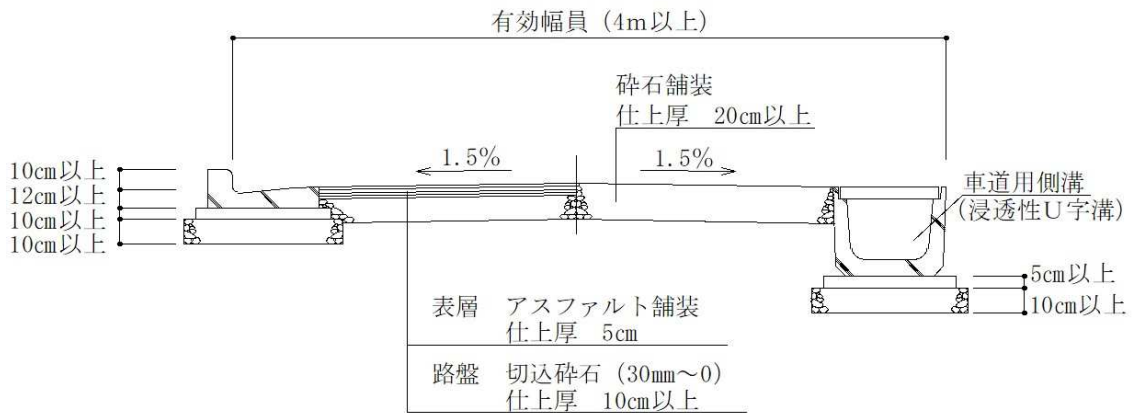


図2-10

4 すみ切りの基準

指定道路と他の道路が接続、交差又は屈曲する箇所には、角地の隅角をはさむ辺の長さが2mの二等辺三角形のすみ切りを設けなければなりません。

なお、すみ切りの長さは実際に人や車が通行出来る有効の長さです。(令第144条の4第1項第2号・条例第58条)

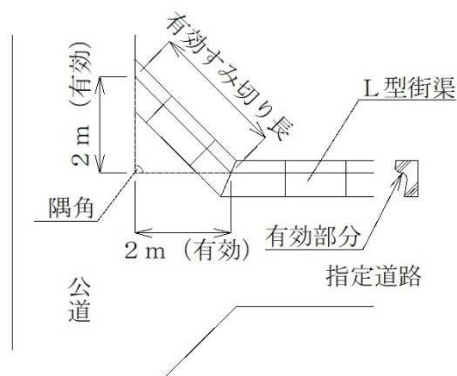


図2-11

(1) すみ切りの設置

① 両側すみ切り

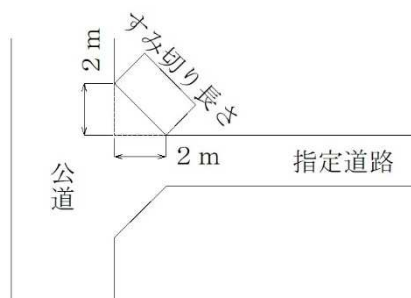


図2-12

② 片側すみ切り

周囲の状況等によりやむを得ず片側となる場合

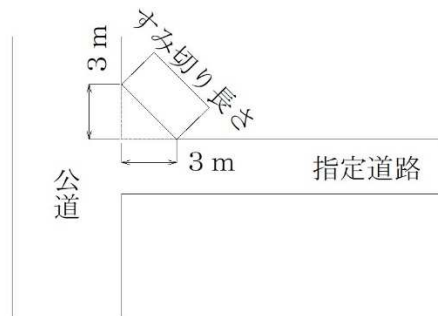


図 2-13

③ 交差, 接続, 又は屈曲する角度が 60 度未満の場合

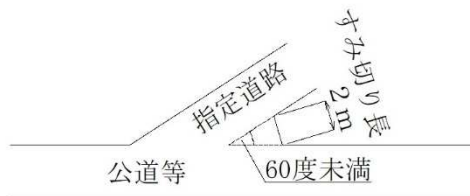


図 2-14

(2) すみ切りが不要な場合

① 交差, 接続, 又は屈曲する角度が 120 度以上の場合

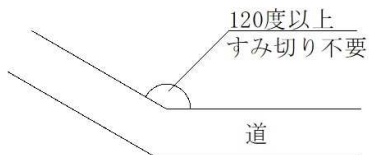


図 2-15

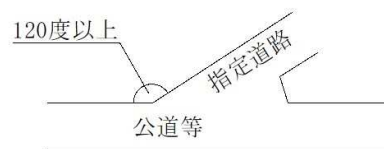


図 2-16

② 歩道に接する場合

指定道路が歩道に直接接続し, その歩道幅員が 2 m 以上ある場合

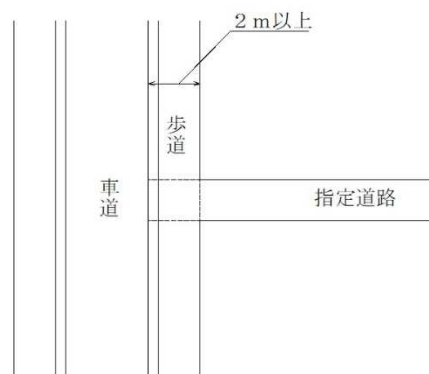


図 2-17

③ 水路を利用する場合

指定道路と公道の間に水が流れている水路が存在し、その幅が2 m以上の場合

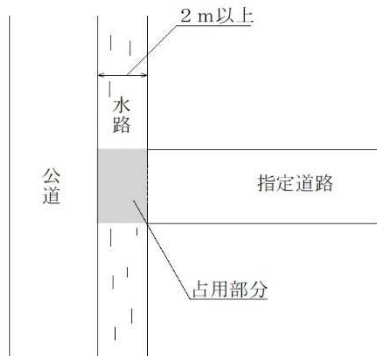


図2-18

④ その他

歩道、水路などに接し占有幅等に規制がある場合など

5 袋路状道路の基準

位置指定道路は、公道から公道へ通り抜けることが原則です。しかし、次の基準を満たす場合には、袋路状道路とすることができます。(令第144条の4第1項第1号ただし書・昭和45年建設省告示第1837号・要項第8条)

(1) 袋路状道路の幅員と延長

① 道路幅員が6 m以上の場合

道路延長に関わりなく、待避所及び終端の転回広場を設ける必要はなく、袋路状道路とすることができます。

② 道路幅員が6 m未満の場合

道路延長が35mを超える場合には、35m以内ごとに自動車容易にすれ違いが可能な待避所及び終端には自動車転回可能な広場を設けなければなりません。

(2) 転回広場の基準

① 待避所型転回広場

道路幅員が6 m未満の場合で、延長が35mを超える場合には、次の待避所型転回広場を35m以内ごとに設けなければなりません。

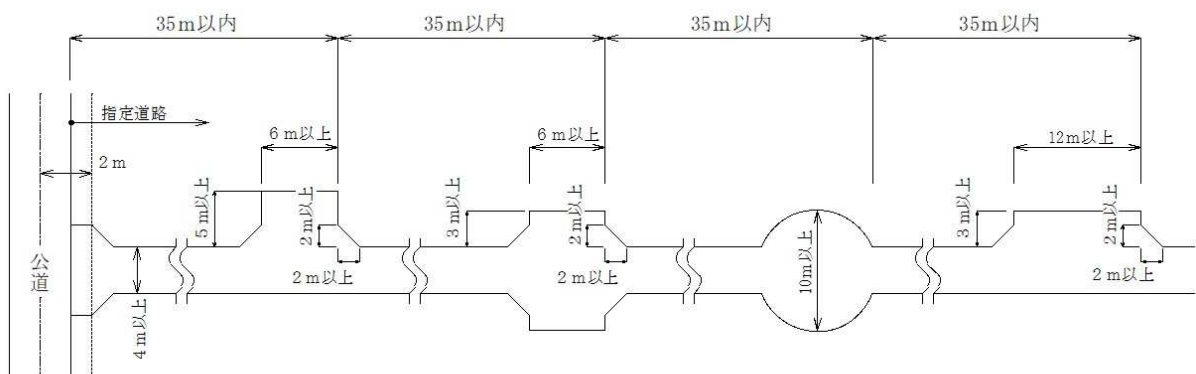


図2-19

② 終点型転回広場

道路幅員が6 m未満の場合で、35mを超える場合には、前号に規定する待避所型転回広場以外に道路の終端に次に掲げる終端型転回広場を設置しなければなりません。

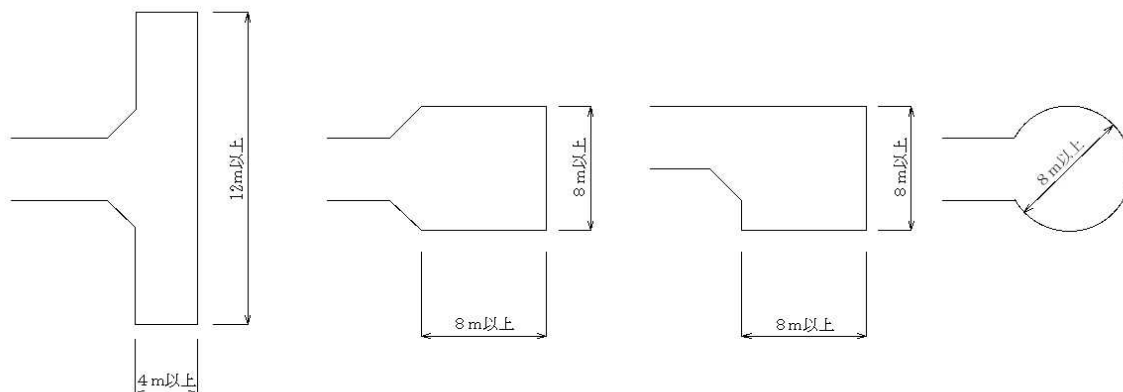


図2-20

6 その他の基準

(1) 安全に対する措置

指定道路が、がけ地等危険な箇所に近接している場合などは、その危険を回避するためのガードレール、フェンス等の防護施設又は街路灯を設置しなければなりません。(細則第18条の3・要項11条)

(2) 標識の設置

指定道路の起点と終点の近辺に、アルミ製等の標識を設置し、指定の有無を表示します。(要項第12条)

① 標識の構造

標識の大きさは、横40 cm、縦10 cmで指定を受けた年度、番号を刻印します。



図2-21

※ この標識板は、茨城県建築士会中央支部の窓口で刻印を打って販売しています。

② 標識の設置箇所

標識の設置位置は、道路の起点及び終点の近辺に設置します。

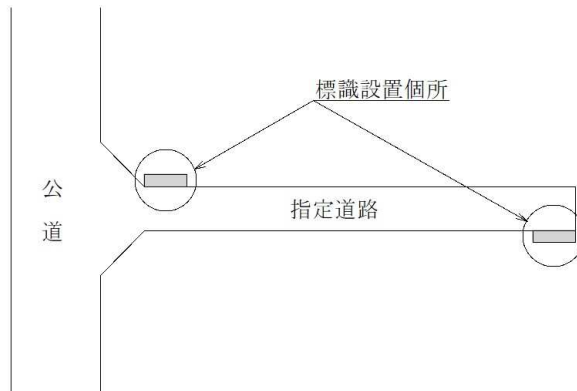


図 2-22

[標識の設置事例]

標識をコンクリート製架台にボルト等で固定する場合

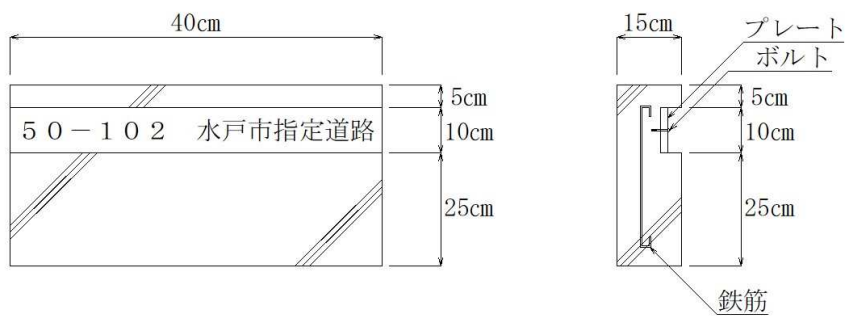


図 2-23

### 第3章 指定道路の変更・区域の変更・廃止の基準

#### 1 指定道路の変更

指定道路の一部を廃止したり，形状を変えること，又は既存の道路を延長することを指定道路の延長として取り扱います。（下図参照）

##### ① 指定道路の一部廃止

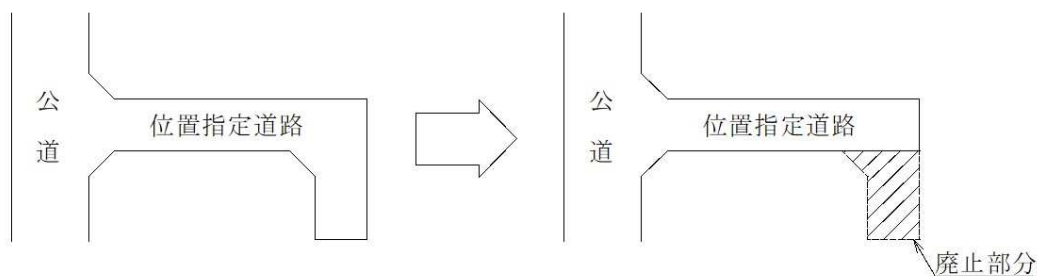


図3-1

##### ② 指定道路の一部形状変更

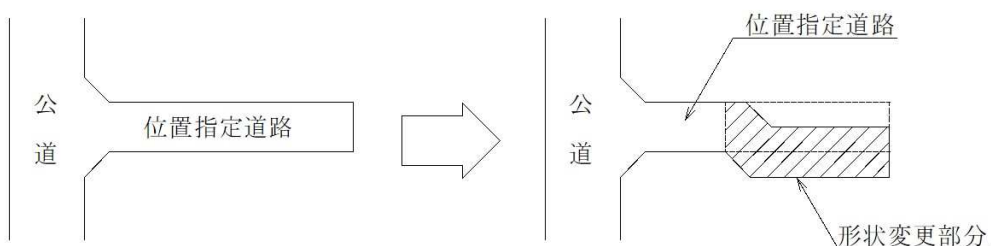


図3-2

##### ③ 指定道路の延長

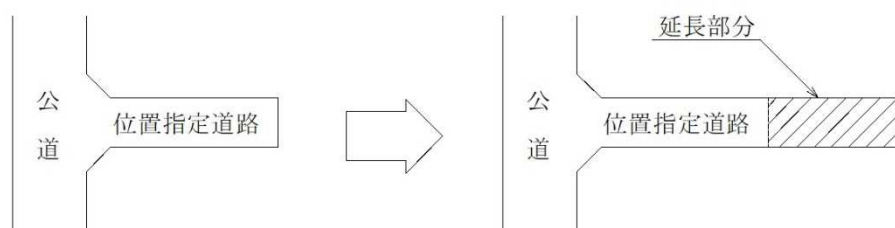


図3-3

#### (1) 指定道路の一部廃止

指定道路の一部が不要となった場合等に，その部分を廃止することができます。  
なお，指定道路の全線について廃止するときには，変更ではなく廃止となります。



① 要件

一部廃止により接道されなくなる建築物の敷地が存しないこと。

② 承諾（同意）の範囲

一部を廃止することについて、次の関係権利者の意思を確認するために承諾（同意）が必要です。

ア 廃止部分を含む指定道路の所有者全員

イ 道路位置指定区域内で廃止する箇所の指定道路に接する土地の所有者

(2) 指定道路の一部形状変更

使用状況に応じて、形状の一部を変更することができます。

なお、全線について形状を変更する場合には、廃止とともに新たな指定道路の申請が必要となります。

① 要件

一部変更により接道されなくなる建築物の敷地が存しないこと。

② 承諾（同意）の範囲

形状の一部変更をすることについて、次の関係権利者の意思を確認するために承諾（同意）が必要です。

ア 変更部分を含む指定道路の所有者全員

イ 道路位置指定区域内で変更する箇所の指定道路に接する土地の所有者

(3) 指定道路の延長

指定道路を延長する場合には次の取扱いとなります。

① 昭和 46 年 3 月 15 日以前に指定を受けている指定道路の延長（要項第 13 条第 1 項）

ア 道路延長

道路の延長は、既存の道路を含め概ね 250m 以下とします。

イ 承諾（同意）の範囲

延長に際し、次の関係権利者の意思を確認するために承諾（同意）が必要です。（規則第 9 条・要項 13 条第 1 項第 2 号）

(ア) 延長され新たに道路となる部分の土地の所有者、抵当権者等、及びその部分に存在する建築物、工作物の所有者、抵当権者、賃借権者等。

(イ) 新たに道路位置指定区域となる土地の所有者

(ウ) 既存の指定道路の土地の所有者

ウ 転回広場

(ア) 既存の指定道路が、転回広場の基準（注）を満足している場合

既存道路と新たに設ける指定道路の総延長について転回広場の基準を満たさなければなりません。

(注) 転回広場の基準：第2章 5 袋路状道路の基準（2）「転回広場の基準」を示す。以下この章において同じ。

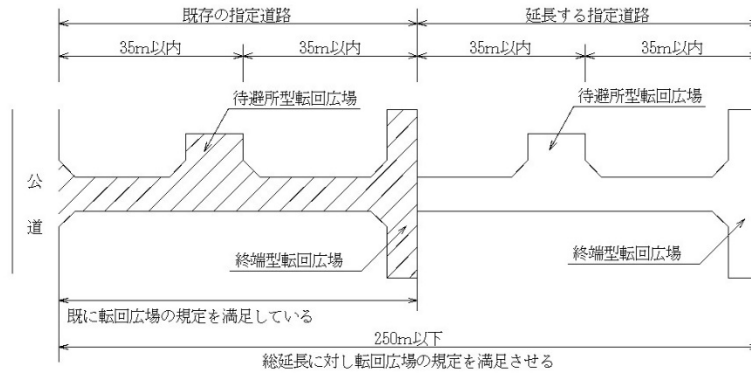


図3-4

(イ) 既存の指定道路が転回広場の基準を満足していない場合には次の取扱いとなります。

○ 延長する指定道路が 35m 以下の場合には、終端に終端型転回広場を設けます。

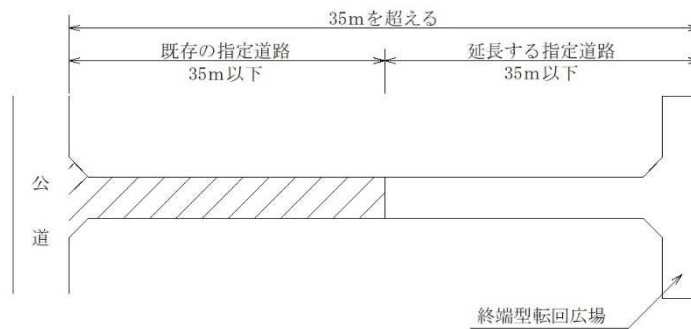


図3-5

○ 延長する指定道路が 35m を超える場合には、既存と延長する指定道路の接続箇所近辺に待避所型転回広場を設け、延長する指定道路全線について転回広場の基準を満足させなければなりません。

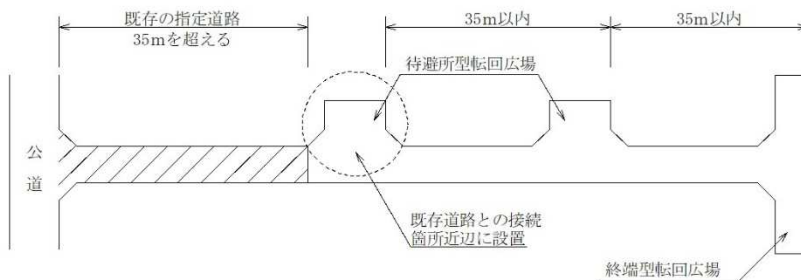


図3-6

② 昭和 46 年 3 月 16 日以降に指定を受けている指定道路の延長（要項第 13 条第 2 項）

ア 道路の延長

道路の延長は、既存の道路も含め概ね 250m 以下とします。

イ 延長が可能になるまでの期間

既に指定を受けている指定道路を延長する場合には、指定を受けた日から起算して 1 年間は延長出来ません。ただし、既存の道路位置指定区域と延長する道路位置指定区域の面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>未満の場合には、その範囲で延長は可能となります。

ウ 承諾（同意）の範囲

延長に際し次の関係権利者の意思を確認するために承諾（同意）が必要です。

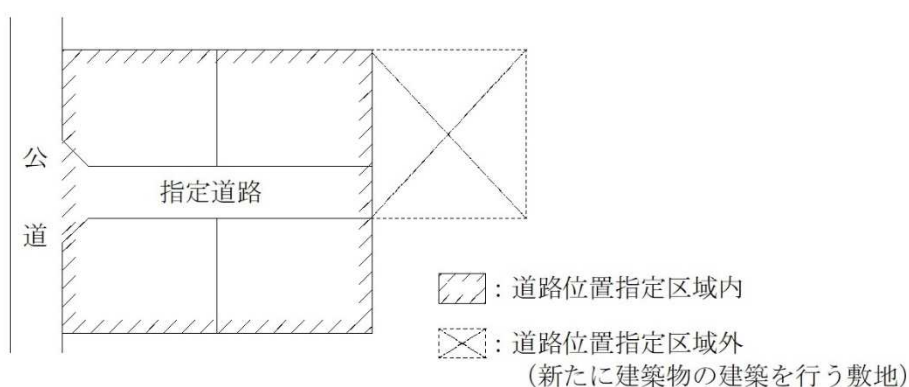
- (ア) 延長されて新たに道路となる部分の土地の所有者，抵当権者等，及びその部分に存在する建築物，工作物の所有者，抵当権者，賃借権者等。
- (イ) 新たな道路位置指定区域となる土地の所有者
- (ウ) 既存の指定道路の土地の所有者

エ 転回広場

転回広場の基準は、既存の指定道路も含めた総延長で適用されます。

2 区域の変更

図 3-7 のように既存の道路位置指定区域外から、当該指定道路に接道し建築物の建築を行う場合は、区域の変更となります。（要項第 14 条）



① 区域の変更が可能となる期間

既存の指定道路の指定を受けた日から起算して 1 年間は区域の変更はできません。ただし、既存の道路位置指定区域と変更する部分の合計面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満の場合には区域の変更は可能となります。

## ② 承諾（同意）の範囲

指定道路部分の所有者の意思を確認するために所有者全員からの承諾（同意）が必要です。ただし、建築を行う者が指定道路部分に所有権を有している場合には承諾（同意）は不要です。

## 3 指定道路の廃止

指定道路に接道していた全ての敷地の建築物が除却等により滅失し、当該指定道路が不要となった場合は、次により指定道路を廃止することができます。

### ① 要件

道路位置指定区域内で、当該指定道路に接道している全ての敷地の建築物がなくなった場合

### ② 承諾（同意）の範囲

指定道路の廃止の意思を確認するため、次の関係権利者からの承諾（同意）が必要です。

ア 指定道路の所有者、及び抵当権者等の関係権利者

イ 道路位置指定区域内で当該指定道路に接している土地の所有者

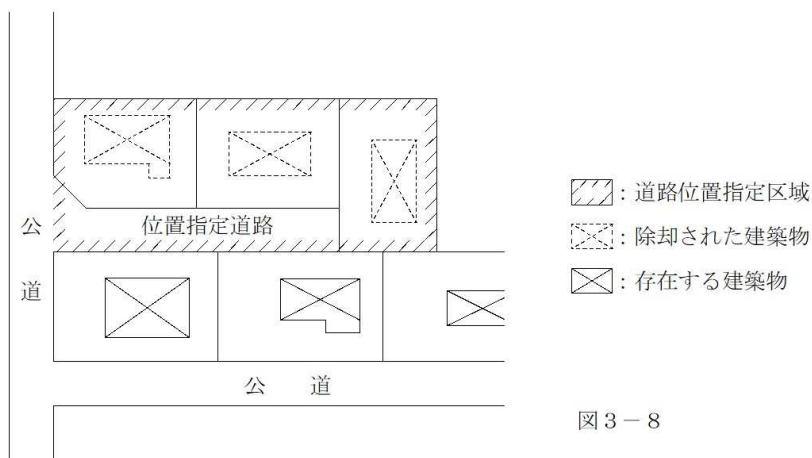
（※昭和 46 年 3 月 15 日以前の指定道路については、廃止する指定道路に接する土地の所有）

ただし、当該廃止によって建築基準法第 43 条に規定する接道義務に抵触しない土地の所有者については、承諾（同意）は不要とする。

なお、申請者は上記の者に対し、当該指定道路の廃止について説明を行うよう努めなければならない。

### 【事例 1】廃止ができる場合

指定道路区域内で指定道路に接している全ての敷地の建築物が除却され、存在していない。



【事例 2】

指定道路に接道する敷地に建築物が存在する。(法第 45 条)

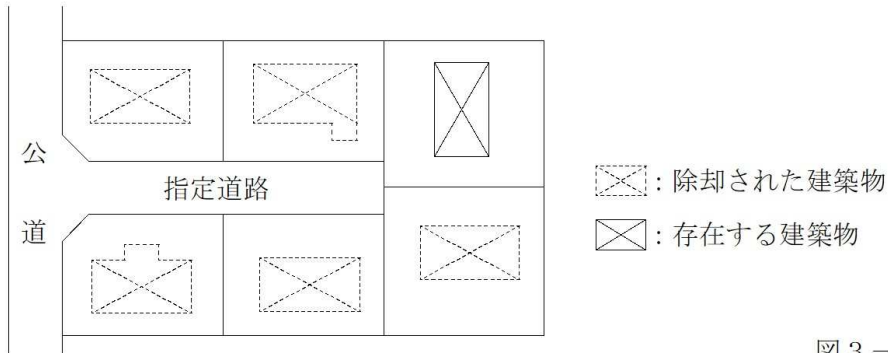


図 3-9

4 指定道路の境界が不明確な場合の措置

指定道路の境界が不明な場合には、不明箇所の全てについて指定を受けた当時と同様に関係権利者と立会のうえ、復元し確定しなければなりません。ただし、やむを得ない場合は建築物の建築を行う敷地の前面及び対面する敷地との境界を復元し確定しなければなりません。これらのことは、建築確認申請前に行い承認を得なければなりません。(要項第 15 条)

(1) 承諾（同意）の範囲

- ① 境界が確定した指定道路部分に接する土地の所有者
- ② 境界が確定した指定道路の所有者
- ③ 境界が確定した指定道路部分に接する関係土地所有者

【事例 1】不明箇所全てが確定したときの境界承諾者

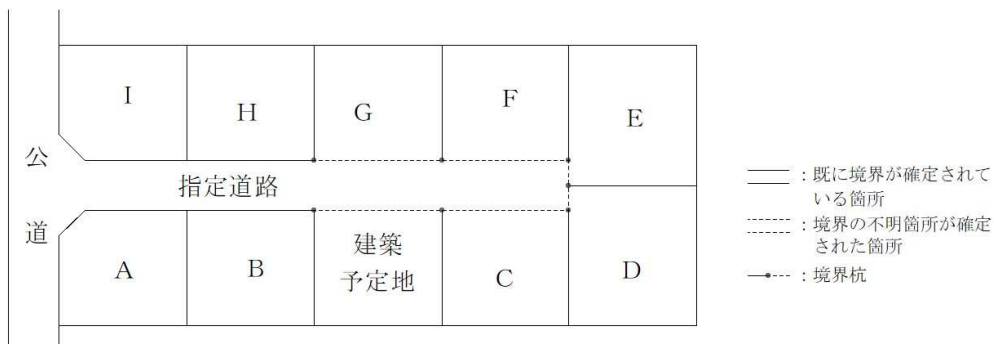


図 3-10

- ① 境界が確定した指定道路部分に接する土地の所有者（建築予定地の土地所有者・C・D・E・F・G）
- ② 境界が確定した指定道路の所有者
- ③ 境界が確定した指定道路部分に接する関係土地所有者（B・H）

【事例2】 やむを得ない事情で一部が確定したときの境界承諾者

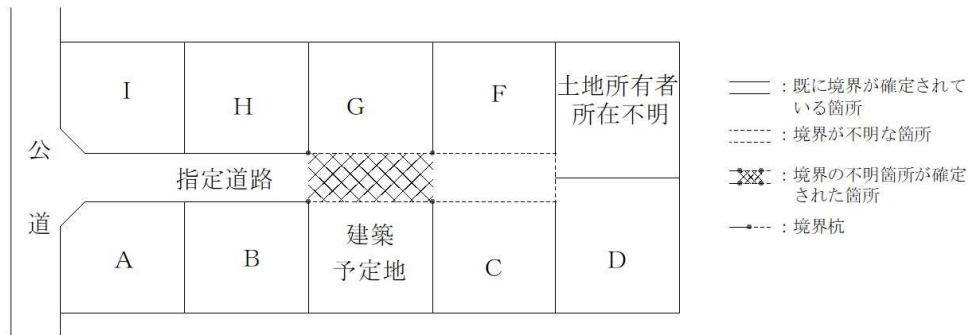


図3-11

- ① 境界が確定した指定道路部分に接する土地の所有者（建築予定地の土地所有者・C・D・E・F・G）
- ② 境界が確定した指定道路の所有者
- ③ 境界が確定した指定道路部分に接する関係土地所有者（B・H）

## 第4章 申請・届出等

### 1 事前協議

道路位置指定，変更又は廃止の申請に先立ち，当該道路位置指定等の概要を記載した事前協議書を提出して下さい。この事前協議書に基づき現地調査を行います。(要項第16号)

事前協議書（要項 様式第1号）

### 2 道路位置指定の申請

道路位置指定を申請しようとする場合には，(1)の申請書に，(2)に掲げる図書を添付し申請して下さい。

なお，「道路の位置の指定（変更・廃止）通知書」は審査後に指定を行い，申請者に返戻します。

#### (1) 申請書

- ① 「道路の位置の指定（変更・廃止）申請書」（細則 様式第24号）P30・31
- ② 「道路の位置の指定（変更・廃止）通知書」（細則 様式第26号）P34

#### (2) 添付図書

- ① 「道路位置の指定（変更・廃止）申請図」
- ② 「管理者届」
- ③ 土地の登記簿謄本，公図の写し（道路位置指定及び道路位置指定区域に係る部分）  
なお，道路位置指定予定部分に建築物が存する場合には，家屋の登記簿謄本
- ④ 承諾（同意）者の印鑑証明書
- ⑤ 測量図
- ⑥ その他

指定道路が水路，歩道を横断する場合には，管理者の占有，切り下げ許可書等を必要に応じて，添付してもらうことがあります。

#### (3) 記載等の留意事項

申請書の記入等の際し「申請書を記載する際の注意事項 P32」以外に次の事項についても留意して下さい。

- ① 申請書，通知書及び申請図の表題部で，（変更・廃止）は（~~変更・廃止~~）のように取り消しマークをして下さい。
- ② 申請書，通知書の4・5欄は，変更及び廃止のときに記入しますので，道路位置指定の申請の場合は，記入する必要はありません。

- ③ 「道路の位置の指定（変更・廃止）申請書」の裏面は、関係権利者の承諾書になっており、印は実印を押印して下さい。
- ④ 申請図には、付近見取図、公図の写し、道路平面図、道路位置指定区域図、測量図、道路構造図等を記入して下さい。
- ⑤ 登記簿謄本及び公図は、申請日前の3か月以内に取得した法務局備付けのものを添付して下さい。
- ⑥ 印鑑証明書は申請日前の3か月以内に取得したものを添付して下さい。
- ⑦ 測量図は、道路位置指定部、セットバック部を含んだ道路位置指定区域と予定宅地割りの面積を求めて下さい。この場合に計算方式は三斜面積計算又は座標面積計算とし、境界杭の位置、杭間の距離、敷地の周囲寸法等を必ず記入して下さい。

### 3 指定道路の変更申請

指定道路の一部廃止、形状の変更をする場合、又は指定道路の延長を申請しようとする場合には（1）の申請書に（2）に掲げる図書を添付し申請して下さい。

なお、「道路の位置の指定（変更・廃止）通知書」は審査後に指定を行い、申請者に返戻します。

#### （1） 申請書

- ① 「道路の位置の指定（変更・廃止）申請書」（細則 様式第24号）P30・31
- ② 「道路の位置の指定（変更・廃止）通知書」（細則 様式第26号）P34

#### （2） 添付図書

- ① 「道路位置の指定（変更・廃止）申請図」
- ② 「管理者届」
- ③ 土地の登記簿謄本、公図の写し（道路位置指定及び道路位置指定区域に係る部分）  
なお、道路位置指定予定部分に建築物が存する場合には、家屋の登記簿謄本
- ④ 承諾（同意）者の印鑑証明書
- ⑤ 測量図
- ⑥ その他

指定道路が水路、歩道を横断する場合には、管理者の占有、切り下げ許可書等を必要に応じて、添付してもらうことがあります。

#### （3） 記載等の留意事項

申請書の記入等の際し「申請書を記載する際の注意事項 P32」以外に次の事項についても留意して下さい。

- ① 申請書、通知書及び申請図の表題部で、（変更・廃止）は（変更）のように変更に変更に○印をし、廃位に取り消しマークをして下さい。



- ② 申請書、通知書の4・5欄は、既存の指定道路の指定番号、指定年月日を記入して下さい。
- ③ 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書の裏面は、関係権利者の承諾書になっており、印は実印を押印して下さい。
- ④ 申請図には、付近見取図、公図の写し、道路平面図、道路位置指定区域図、測量図、道路構造図等を記入して下さい。  
なお、1枚に記入できない場合には、2枚目を追加して記入作成して下さい。
- ⑤ 登記簿謄本及び公図は、申請日前の3か月以内に取得した法務局備付けのものを添付して下さい。
- ⑥ 印鑑証明書は申請日前の3か月以内に取得したものを添付して下さい。
- ⑦ 測量図は、道路位置指定部、セットバック部を含んだ道路位置指定区域と予定宅地割りの面積を求めて下さい。この場合に計算方式は三斜面積計算又は座標面積計算とし、境界杭の位置、杭間の距離、敷地の周囲寸法等を必ず記入して下さい。

#### 4 指定道路の廃止申請

指定道路を廃止しようとする場合には、(1)の申請書に、(2)に掲げる図書を添付し申請して下さい。

なお、「道路の位置の指定（変更・廃止）通知書」は審査後に廃止公告を行い、申請者に返戻します。

##### (1) 申請書

- ① 「道路の位置の指定（変更・廃止）申請書」（細則 様式第24号）P30・31
- ② 「道路の位置の指定（変更・廃止）通知書」（細則 様式第26号）P34

##### (2) 添付図書

- ① 「道路位置の指定（変更・廃止）申請図」
- ② 土地の登記簿謄本、公図の写し（道路位置指定及び道路位置指定区域に係る部分）
- ③ 承諾（同意）者の印鑑証明書

##### (3) 記載等の留意事項

申請書の記入等に際し「申請書を記載する際の注意事項 P32」以外に次の事項についても留意して下さい。

- ① 申請書、通知書及び申請図の表題部で、（変更・廃止）は（~~変更~~・**廃止**）のように廃止に○印をし、変更に取り消しマークをして下さい。
- ② 申請書、通知書の4・5欄は、既存の指定道路の指定番号、指定年月日を記入して下さい。
- ③ 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書の裏面は、関係権利者の承諾書になっており、印は実印を押印して下さい。

④ 申請図には、付近見取図、公図の写し、道路平面図、道路位置指定区域図等を記入して下さい。

なお、1枚に記入できない場合には、2枚目を追加して記入作成して下さい。

⑤ 登記簿謄本及び公図は、申請日前の3か月以内に取得した法務局備付けのものを添付して下さい。

⑥ 印鑑証明書は申請日前の3か月以内に取得したものを添付して下さい。

## 5 区域の変更届

道路位置指定区域外から、当該指定道路に接続して建築物を建築する場合は、(1)の届出書に、(2)に掲げる図書を添付し届出て下さい。

なお、「道路位置指定区域変更届(副)」は受理後に申請者に返戻しますので、その後に建築確認の申請を行って下さい。

### (1) 申請書

① 「道路位置指定区域変更届(正)」(要項 様式第2号) P37

② 「道路位置指定区域変更届(副)」(要項 様式第2号) P38

### (2) 添付図書

① 「道路位置指定区域変更申請図」(要項 様式第2号)

② 「道路使用承諾書」

③ 土地の登記簿謄本、公図の写し(指定道路及び変更に係る部分)

④ 承諾(同意)者の印鑑証明書

⑤ 各予定宅地の測量図

### (3) 記載等の留意事項

① 申請図には、付近見取図、公図の写し、道路平面図、道路位置指定区域図、測量図、道路構造図等を記入して下さい。

なお、1枚に記入できない場合には、2枚目を追加して記入作成して下さい。

② 測量図は、変更部分区域の面積を求めて下さい。この場合に計算方式は三斜面積計算又は座標面積計算とし、境界杭の位置、杭間の距離、敷地の周囲寸法等を必ず記入して下さい。

③ 登記簿謄本及び公図は、申請日前の3か月以内に取得した法務局備付けのものを添付して下さい。

④ 印鑑証明書は申請日前の3か月以内に取得したものを添付して下さい。

## 6 道路境界が不明確なときの申請

境界の不明箇所が確定、復元したときには、(1)の申請書に、(2)の図書を添付して申請し承認を受けて下さい。

なお、承認後「道路位置指定境界承認申請書（副）」は申請者に返戻しますので、その後に建築確認の申請を行って下さい。

(1) 申請書

- ① 「道路位置指定境界承認申請書（正）」（要項 様式第5号）P41
- ② 「道路位置指定境界承認申請書（副）」（要項 様式第5号）P42

(2) 添付図書

- ① 「道路位置指定境界確定図」（要項 様式第6号）
- ② 「道路境界承諾書」
- ③ 土地の登記簿謄本，公図の写し（指定道路及び変更に係る部分）

(3) 記載等の留意事項

- ① 確定図には付近見取図，公図の写し，道路平面図，道路位置指定区域図，道路境界の不明箇所，確定箇所を記入して下さい。
- ② 指定道路の境界が確定した箇所は「境界確定図」とし，杭の位置，杭の種類，杭間の距離等を明確に表示して下さい。
- ③ 登記簿謄本及び公図は，申請日前の3か月以内に取得した法務局備付けのものを添付して下さい。
- ④ 道路境界承諾書は，土地所有者が氏名を自署し，承諾印は認印でも可です。

## 7 工事の承認通知

指定道路申請又は変更申請について審査し，適合しているときには，「道路位置指定工事承認通知書」（要項 様式第8号 P45）により通知しますので，その通知を受け取った後に指定道路の工事を開始して下さい。

## 8 完了検査申請

指定道路申請又は指定道路の変更の工事が完了した場合は速やかに(1)の申請書に(2)に掲げる図書を添付し申請して下さい。

なお，指定道路部分の分筆は，完了検査申請までに行ってください。

(1) 申請書

- 「道路位置指定完了検査申請書」（要項 様式第9号）P46

(2) 添付図書

- ① 土地登記簿謄本及び公図の写し（指定道路部の分筆後の法務局備付け）
- ② 各宅地の確定図又は予定図

# 記 載 事 例

# 記 載 事 例

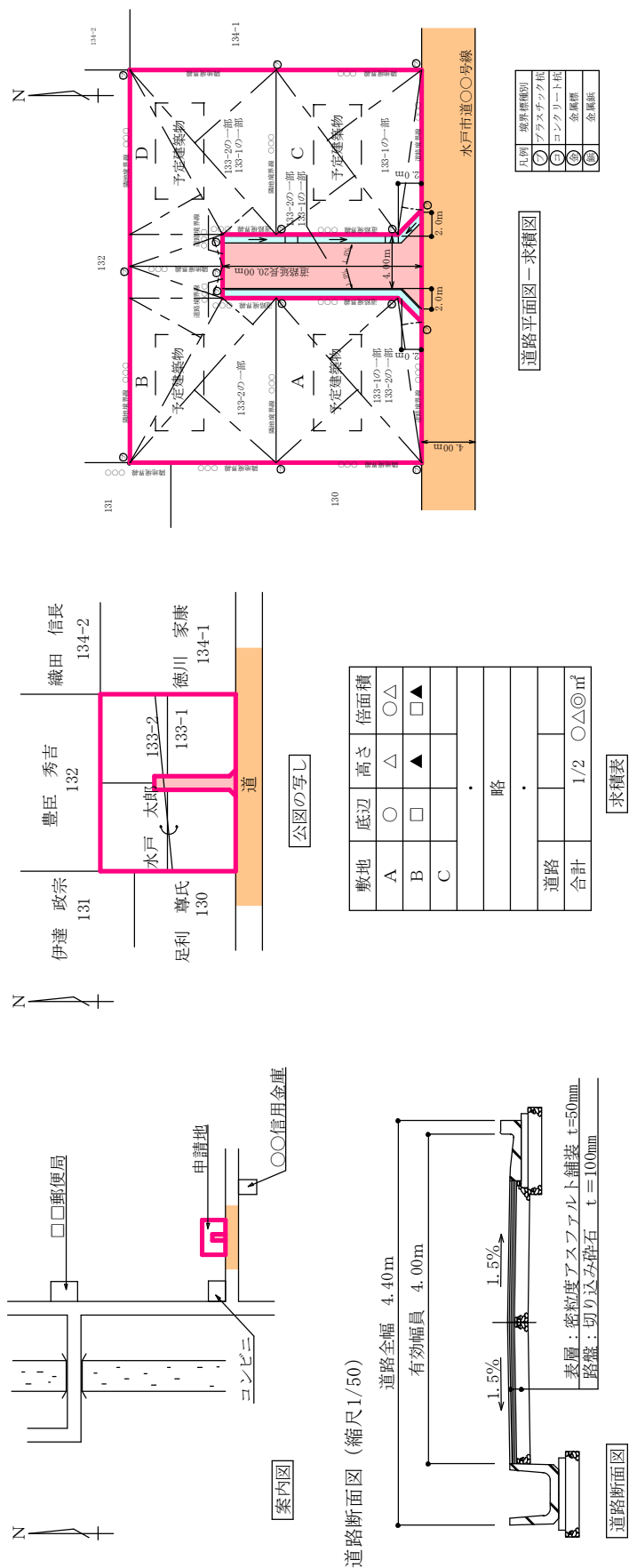
## 目 次

1	記載事例 1		
	道路の位置の指定申請図（新たに築造するとき）	-----	24
2	記載事例 2		
	道路位置の指定申請図（変更（延長）するとき）	-----	25
3	記載事例 3		
	道路位置の指定申請図（廃止するとき）	-----	26
4	記載事例 4		
	道路位置指定区域変更申請図（区域を変更するとき）	-----	27
5	記載事例 5		
	道路位置指定境界確定図（境界が確定したとき）	-----	28

記載例 1 道路位置の指定申請図（新たに築造するとき）

道路位置の指定（変更・廃止）申請図		※指定		年月日第		号	
申請者住所・氏名	水戸市中央1-4-1 水戸 太郎	道路の地名地番	水戸市 中央 町 133-1・133-2番地	※公告	年月日第	号	号

付 近 見 取 図 公図の写し（縮尺1/500） 写し取り日 H15年4月20日 氏名 一級建築士 徳川 慶喜 印 道路平面図→求積図（縮尺1/200）

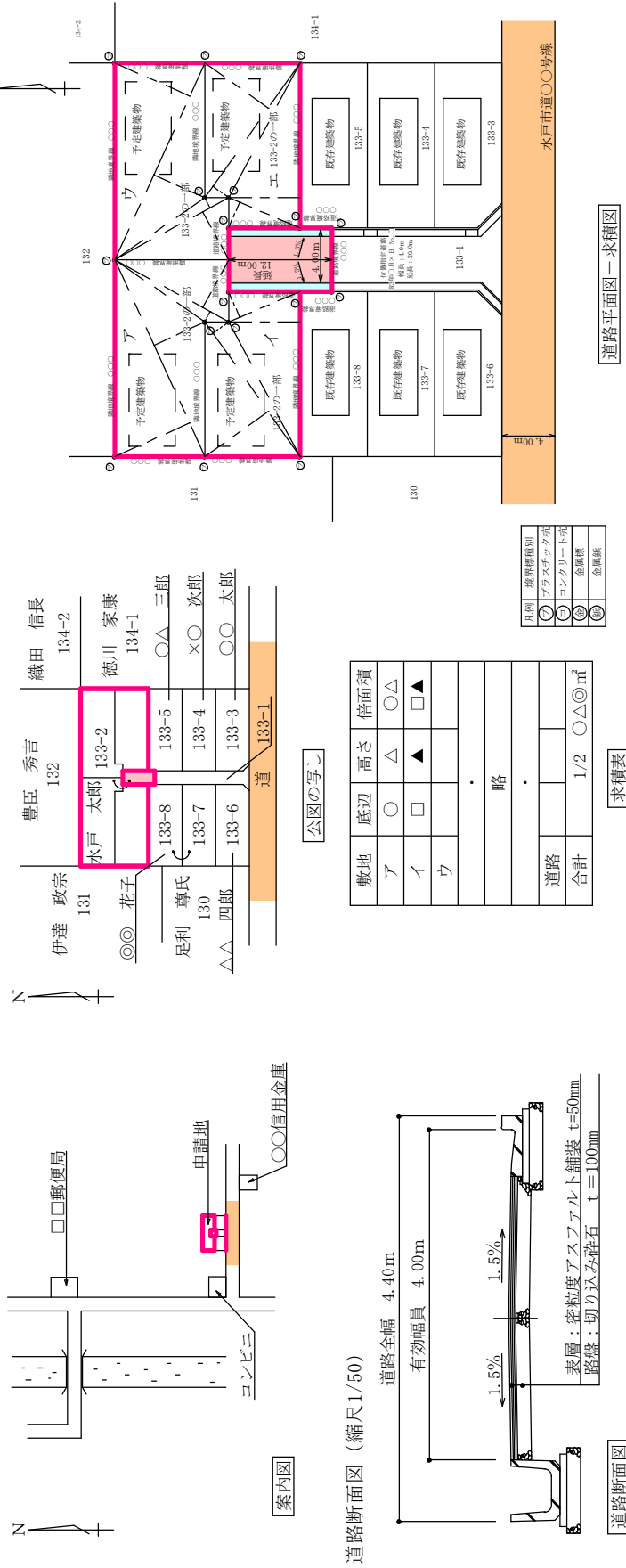


幅員4.00メートル・延長20.00メートル・開発区域995.00平方メートル	図面作成者 住所・氏名・印 水戸市○○町 徳川 慶喜	測量者 住所・氏名・印 水戸市○○町 徳川 慶喜
---	----------------------------	--------------------------

- 記入に際しての注意事項
- この申請図は指定道路が廃止されるまでの期間保存しますので、容易に消失しない筆記用具で記入して下さい。
  - 公図の写しには、道路位置指定区域に隣接する土地の地番、所有者も記入して下さい。
  - 道路平面図には、道路位置指定区域も記入し、その範囲を赤線で囲み、指定道路部分を赤色、排水施設又は水路を水色で明示して下さい。又、すみ切りの寸法、排水樹の位置、予定宅地割、予定建築物、道路位置指定区域の周囲寸法など必要な事項を記入して下さい。
  - 道路平面図と道路位置指定区域の求積図を兼用してもかまいません。なお、道路位置指定区域の求積には、指定道路部分、セットバック部分も含まれます。

記載例 2 道路位置の指定申請図（延長するとき）

申請者住所・氏名	水戸市中央1-4-1 水戸 太郎	道路位置の指定（変更）申請図	年月日第号
付 近 見 取 図	水戸市中央1-4-1番地	道路の地名地番	年月日第号
図 取 図	水戸市 中央 町 133-2番地	氏名	※指定
公図の写し（縮尺1/500）	H15年4月20日	一級建築士 徳川 慶喜	※公告
写し取り日	氏名	印	道路平面図一求積図（縮尺1/200）



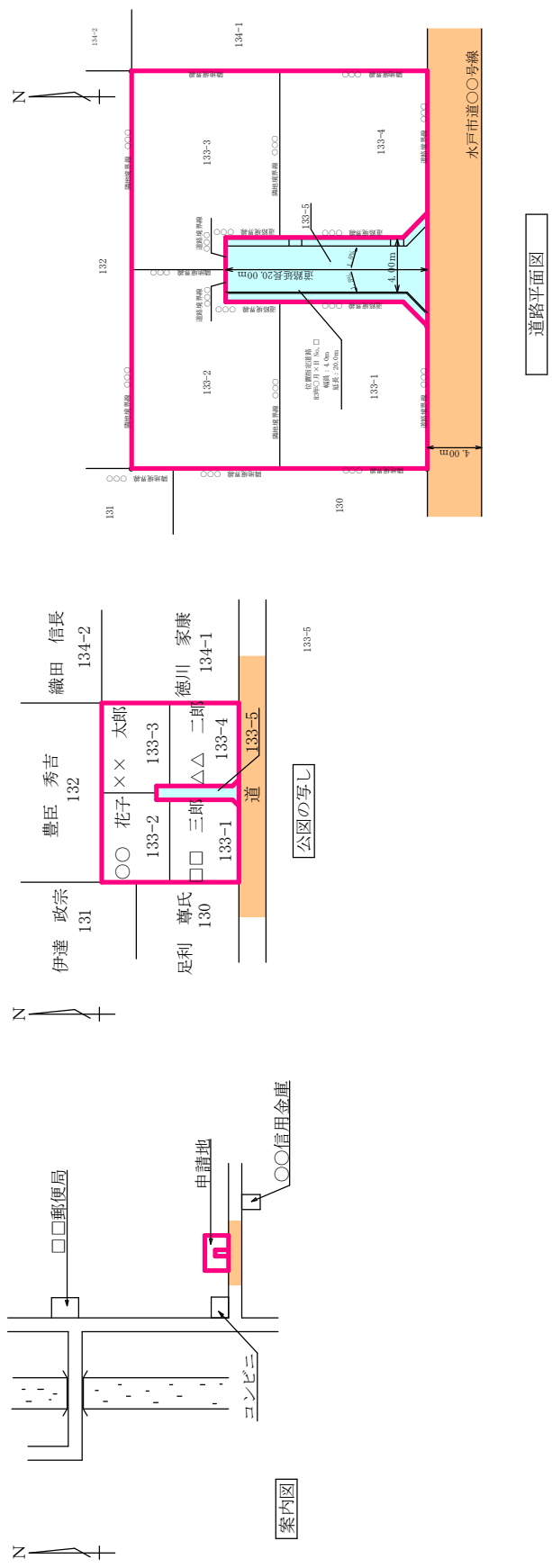
記入に際しての注意事項

- この申請図は指定道路が廃止されるまでの期間保存しますので、容易に消失しない筆記用具で記入して下さい。
- 公図の写しには、道路位置指定区域に隣接する土地の地番、所有者も記入して下さい。
- 道路平面図には、道路位置指定区域も記入し、その範囲を赤線で囲み、指定道路部分を赤色、排水施設又は水路を水色で明示して下さい。又、すみ切りの寸法、排水柵の位置、予定地割、予定建築物、道路位置指定区域の周囲寸法など必要な事項を記入して下さい。
- 道路平面図と道路位置指定区域の求積図を兼用してもかまいません。なお、道路位置指定区域の求積には、指定道路部分、セツトバック部分も含まれます。

記載例 3 道路位置の指定申請図（廃止するとき）

道路位置の指定（変更・廃止）申請図		※指定	年月日第	号
申請者住所・氏名	水戸市中央1-4-1 水戸 太郎	※公告	年月日第	号
道路位置の指定（変更・廃止）申請図	水戸市 中央 町 133-1・133-2番地			

付 近 見 取 図 公図の写し（縮尺1/500） 写し取り日 H15年4月20日 氏名 一級建築士 徳川 慶喜 印 道路平面図—求積図（縮尺1/200）



幅員4.00メートル・延長20.00メートル・開発区域995.00平方メートル	図面作成者 住所・氏名・印 徳川 慶喜	水戸市〇〇町 印 徳川 慶喜	測量者 住所・氏名・印 水戸市〇〇町 徳川 慶喜
---	---------------------	----------------	--------------------------

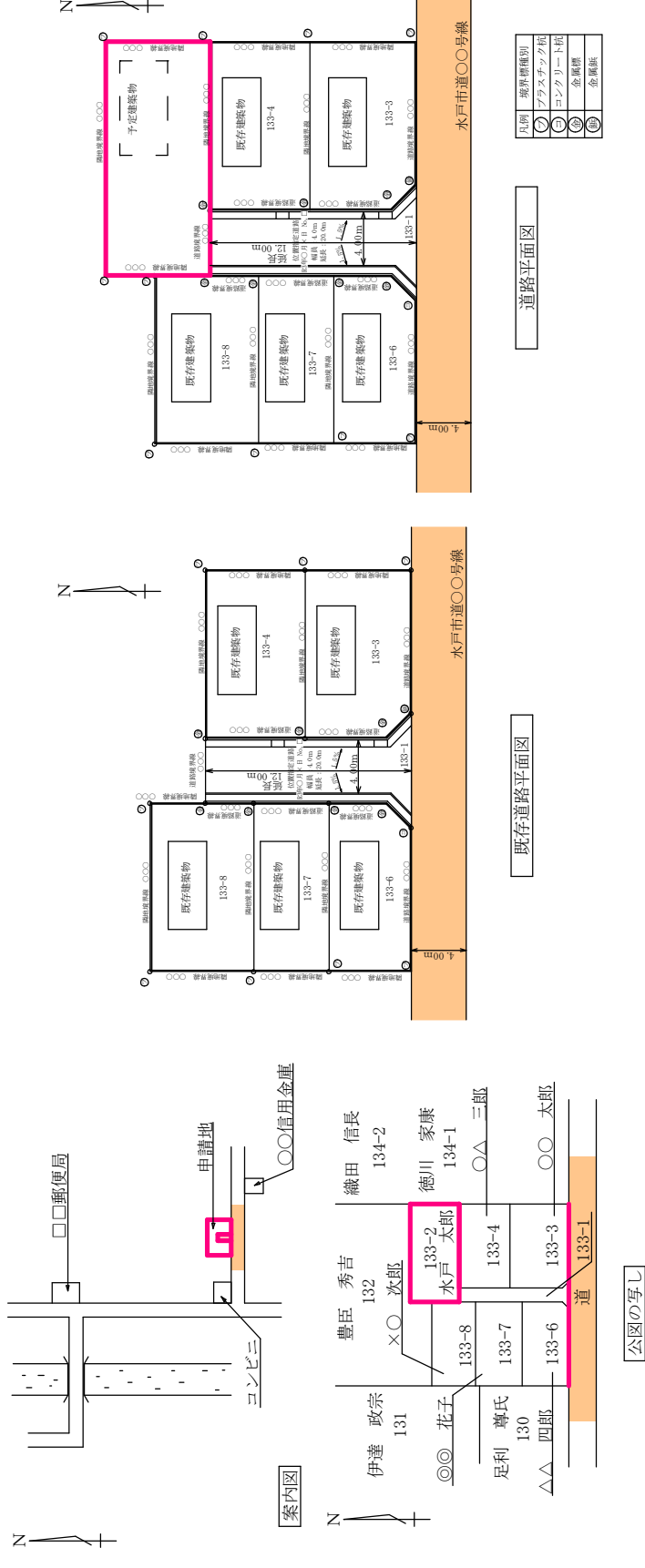
- 記入に際しての注意事項
- 1 公図の写しには、道路位置指定区域に隣接する土地の地番，所有者も記入して下さい。
  - 2 廃止する道路平面図と伴に道路位置指定区域も明示し，廃止指定道路部分を青色，道路位置指定区域を赤色で明示して下さい。



記載例 4 道路位置指定区域変更申請図（区域を変更するとき）

申請者住所・氏名	水戸市中央1-4-1 水戸 太郎	道路の地名地番	水戸市 中央 町 133-2番地	※指定	年 月 日 第 号
付 近 見 取 図	公図の写し（縮尺1/500）			※公告	年 月 日 第 号

道路位置指定区域変更申請図（縮尺1/200）



幅員4.00メートル・延長12.00メートル・開発区域850.00平方メートル	図面作成者	水戸市〇〇町	測量者	水戸市〇〇町
	住所・氏名・印	徳川 慶喜	住所・氏名・印	徳川 慶喜

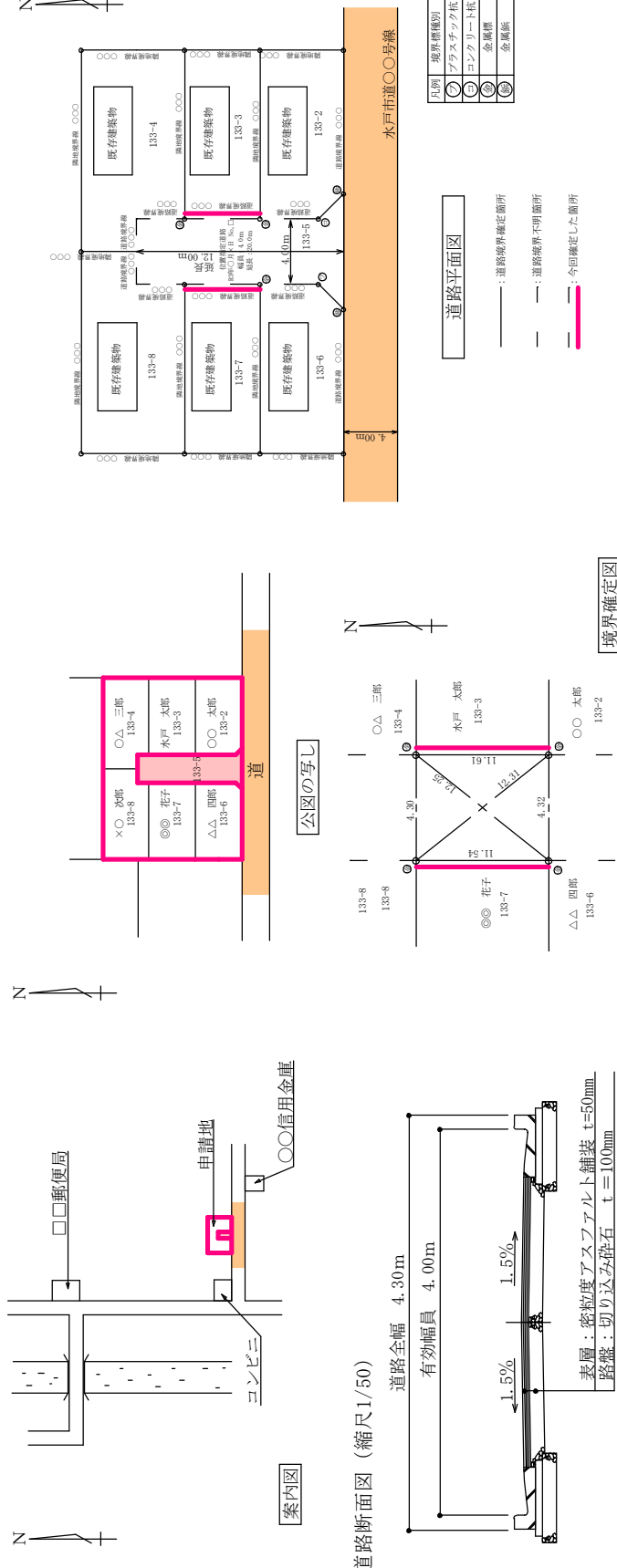
記入に際しての注意事項

- 1 この申請図は指定道路が廃止されるまでの期間保存しますので、容易に消失しない筆記用具で記入して下さい。
- 2 公図の写しには、道路位置指定区域に隣接する土地の地番、所有者も記入して下さい。
- 3 既存の道路位置指定区域を太線の黒、新たな区域の変更箇所を赤線で明示して下さい。また、予定地地割、予定建築物、区域の周辺寸法など必要な事項を記入して下さい。
- 4 道路平面図と道路位置指定区域を兼用してもかまいません。

記載例 5 道路位置指定境界確定図 (境界が確定したとき)

道路位置指定境界確定図		※指定	年月日第	号
申請者住所・氏名	水戸市中央1-4-1 水戸 太郎	※公告	年月日第	号
道路の地名地番	水戸市 中央 町 133-1・133-2番地			
付 近 見 取 図	公図の写し (縮尺1/500) 写し取り日 H15年4月20日 氏名 一級建築士 徳川 慶喜			

道路平面図一求積図 (縮尺1/200)



幅員4.00メートル・延長20.00メートル・開発区域995.00平方メートル	図面作成者 住所・氏名・印 水戸市〇〇町 徳川 慶喜	測量者 住所・氏名・印 水戸市〇〇町 徳川 慶喜
---	----------------------------	--------------------------

記入に際しての注意事項

- 1 この申請図は指定道路が廃止されるまでの期間保存しますので、容易に消失しない筆記用具で記入して下さい。
- 2 公図の写しには、道路位置指定区域に隣接する土地の地番、所有者も記入して下さい。
- 3 道路平面図で境界が不明確な箇所は破線、また、今回境界が確定した部分は赤色で明示して下さい。
- 4 境界確定図では、今回境界が確定した箇所の杭間の距離、杭の種類等を詳細に記入して下さい。

様 式

# 様式

## 目次

1	道路の位置の指定（変更・廃止）申請書 細則 様式 24 号（第 18 条関係）	（裏）承諾書	-----	30
2	申請書を記載する際の注意事項		-----	32
3	道路位置の指定（変更・廃止）申請図 細則 様式 25 号（第 18 条関係）		-----	33
4	道路の位置の指定（変更・廃止）通知書 細則 様式 26 号（第 18 条関係）		-----	34
5	道路の位置の指定・変更（延長）・廃止事前協議書（第一面）・（第二面） 要項 様式第 1 号（第 16 条関係）		-----	35
6	道路位置指定区域変更届出書（正）・（副） 要項 様式第 2 号（第 18 条関係）		-----	37
7	道路位置指定区域変更申請図 要項 様式第 3 号（第 18 条関係）		-----	39
8	道路使用承諾書 要項 様式第 4 号（第 18 条関係）		-----	40
9	道路位置指定境界承認申請書（正）・（副） 要項 様式第 5 号（第 19 条関係）		-----	41
10	道路位置指定境界確定図 要項 様式第 6 号（第 19 条関係）		-----	43
11	道路境界承諾書 要項 様式第 7 号（第 19 条関係）		-----	44
12	道路位置指定着工承認通知書 要項 様式第 8 号（第 20 条関係）		-----	45
13	道路位置指定完了検査申請書 要項 様式第 9 号（第 22 条関係）		-----	46
14	管理者届 別記様式 1 号		-----	47

道路の位置の指定（変更・廃止）申請書

年 月 日					
水戸市長		様			
申請者 住所 氏名 印					
<p>建築基準法第42条第1項第5号（水戸市建築基準法施行細則第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を申請します。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。</p>					
代理者資格 1 住所・氏名・印 事務所名	電話 印				
図面作成者資格 2 住所・氏名・印 事務所名	電話 印				
3 道路となる土地 の地名・地番					
4 既に指定を受けた道路の指定番号・年月日	第 号 年 月 日	5 変更し、又は廃止しようとする道路の指定番号・年月日	第 号 年 月 日		
6 申請道路	図面上の符号	幅 員	延 長	すみ切りの長	側溝の幅
		m	m	m	m
		m	m	m	m
	合 計		m		
7 道路の標示方法					
8 申請理由					
※ 受 付	※ 決 裁			※ 指 定	
第 号 年 月 日 係員印				第 号 年 月 日 係員印	



## 申請書を記載する際の注意事項

- 1 ※印欄は、記入しないでください
- 2 申請者は、法第42条第1項第5号に規定する道路を築造しようとする者又は当該道路に接して居住し、若しくは居住しようとする者とする。
- 3 3欄は、申請にかかる道路部分の地名・地番をすべて記入してください。
- 4 6欄は、幅員（水戸市道路位置指定に関する取扱い要項（平成15年水戸市告示第73号）に規定する有効幅員）、延長、すみ切りの長さ及び側溝の幅は各項目別に記入し、延長については、最後に合計を記入してください。
- 5 6欄のmは、小数点以下2位まで記入してください。
- 6 7欄は、「コンクリートの側溝」「コンクリート標杭何本」等と具体的に記入してください。
- 7 承諾書は、申請区域内のすべての権利別に承諾者の住所・氏名を記入し、印欄には実印を押印してください。
  - (1) 権利別欄は、土地の所有者のほか、抵当権者、賃借権者、仮登記権者等を記入し、親権者、法定代理人、公有地管理者のある場合もこれらを権利別に記入してください。
  - (2) 備考欄は、権利者の承諾に関連する特記すべき事項を記入してください。
- 8 申請者、代理人及び図面作成者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第25号（第18条関係）

		道路位置の指定（変更・廃止）申請図		※指定	年 月 日 第 号
申請者住所・氏名		道路の地番地名		※公告	年 月 日 第 号

付 近 見 取 図                      図の写し（縮尺1／      ）写し取り      年   月   日 氏名                      印      道路平面図—求積図（縮尺1／      ）

※この様式は、A3版の大きさに記載してください。

道路断面図（縮尺1／      ）

幅員      メートル・延長      メートル・開発区域      平方メートル	図面作成者 住所・氏名・印	印	測 量 者 住所・氏名・印	印
--	------------------	---	------------------	---

注   公図の写し取り者，図面作成者及び測量者の氏名を自署する場合は，押印を省略することができます。



道路の位置の指定（変更・廃止）通知書

第 号 年 月 日					
様  水戸市長 印					
建築基準法第42条第1項第5号（水戸市建築基準法施行細則第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）をしたので通知します。					
代理者資格 1 住所・氏名・印 事務所名	電話				
図面作成者資格 2 住所・氏名・印 事務所名	電話				
道路となる土地 3 の地名・地番					
既に指定を受け 4 た道路の指定番 号・年月日	第 号  年 月 日	変更し、又は廃 5 止しようとする 道路の指定番 号・年月日	第 号  年 月 日		
6 申 請 道 路	図面上の符号	幅 員	延 長	すみ切りの長	側溝の幅
		m	m	m	m
		m	m	m	m
	合 計		m		
7 道路の標示方法					
8 申 請 理 由					

道路の位置の指定・変更（延長）・廃止事前協議書（第一面）

1 申請者

住所 \_\_\_\_\_ TEL ( )  
 氏名 \_\_\_\_\_

2 代理者

住所 \_\_\_\_\_ TEL ( )  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 資格 資格の種類 \_\_\_\_\_ 登録番号 \_\_\_\_\_

3 申請地

水戸市 \_\_\_\_\_

4 申請概要

(1) 道路位置指定申請

ア 道路幅員 m  
 イ 道路延長 m  
 ウ 道路位置指定区域面積 m<sup>2</sup>  
 エ 予定宅地割数 区画  
 オ 予定宅地区画面積 最大 m<sup>2</sup> 最小 m<sup>2</sup>

(2) 変更申請

ア 既存指定道路 年 月 日 第 号  
 イ 変更部分の道路幅員 m  
 ウ 変更部分の道路延長 m  
 エ 予定宅地割数 区画

(3) 廃止申請

ア 指定道路 年 月 日 第 号  
 イ 廃止部分の道路幅員 m  
 ウ 廃止部分の道路延長 m

5 申請理由

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

6 協議事項・備考

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

※ 指 示 事 項 等		
※受付日付	※現地調査日	※決 裁
	年 月 日	

注 ※欄には記入しないで下さい。

案内図

---

配置図

---

（注意）

1 第一面関係

- ① 2 代理者欄の「資格の種類」は、建築士、測量士、土地家屋調査士等の資格名を記入して下さい。
- ② 3 申請地欄の申請地は、住居表示ではなく地番で記入して下さい。
- ③ 4 申請概要欄は、新たに申請する場合には(1)道路位置指定申請欄に、既に存在している指定道路の延長、変更等の場合には(2)変更（延長）申請欄に、指定道路を廃止する場合には(3)廃止申請欄に、それぞれ記入して下さい。
- ④ 5 申請理由欄には、どのような理由で申請を行うのかを簡潔に記入して下さい。
- ⑤ 6 協議事項・備考欄には、特段に協議をしたいこと又は疑義等がある場合に記入して下さい。

2 第二面関係

- ① 「案内図」には、付近で目標となる建築物、方位等を記入して下さい。
- ② 「配置図」には、道路指定道及びその区域、前面道路の幅員、種類等を記入して下さい。

様式第2号（第18条関係）

道路位置指定区域変更届出書（正）

年 月 日

水戸市長 様

届出者 氏名 印

水戸市道路位置指定に関する取扱い要項第18条の規定により届出ます。

1. 届出者	住所 .....	TEL ( )
	氏名 .....	
2. 代理者	住所 .....	TEL ( )
	氏名 .....	
	資格 資格の種類 .....	第 号
	事務所名 .....	
3. 届出に係る土地の概要	申請地 水戸市	
	変更区域の面積 .....	m <sup>2</sup>
	利用する指定道路の指定年月日・番号	年 月 日 第 号
4. 届出理由	.....	
	.....	
	.....	
※ 受 付	※ 決 裁	※ 受 理
年 月 日 第 号		年 月 日 第 号

注 ※欄には記入しないで下さい

道路位置指定区域変更届出書（副）

年 月 日

水戸市長 様

届出者 氏名 印

水戸市道路位置指定に関する取扱い要項第18条の規定により届出ます。

1. 届出者	住所 _____ TEL ( ) 氏名 _____
2. 代理者	住所 _____ TEL ( ) 氏名 _____ 資格 資格の種類 _____ 第 _____ 号 事務所名 _____
3. 届出に係る 土地の概要	申請地 水戸市
	変更区域の面積 _____ m <sup>2</sup>
	利用する指定道路の指定年月日・番号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 第 _____ 号
4. 届出理由	_____ _____ _____

※ 受 理
この届出は、受理します。  年 月 日 第 _____ 号 水戸市長 印

注 ※欄には記入しないで下さい

様式第3号（第18条関係）

		道路位置指定区域変更申請図		※受理	年 月 日 第 号
申請者	住所 氏名	道路の 地名・地番		既 存 指定道路	年 月 日 第 号

付近見取図

公図の写し（縮尺 1 / ）

既存指定道路平面図（縮尺 1 / ）

変更区域の求積図（縮尺 1 / ）

※この様式は、A3版の大きさに記載してください。

道路断面図（縮尺 1 / ）

変更区域の面積	平方メートル	図面作成者	住所 氏名	測量者	住所 氏名
---------	--------	-------	----------	-----	----------

注 ※印欄には記入しないで下さい。

## 道路使用承諾書

次の地番の建築に伴い当該指定道路を使用することについて承諾します。

建築予定地 水戸市 \_\_\_\_\_  
 指定年月日・番号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号  
 指定道路所在地 水戸市 \_\_\_\_\_

年月日	土地の地名・地番	土地所有者の住所・氏名	承諾印
. .		住所 ..... 氏名	
. .		住所 ..... 氏名	
. .		住所 ..... 氏名	
. .		住所 ..... 氏名	
. .		住所 ..... 氏名	
. .		住所 ..... 氏名	
. .		住所 ..... 氏名	
. .		住所 ..... 氏名	
. .		住所 ..... 氏名	
. .		住所 ..... 氏名	

道路位置指定境界承認申請書（正）

年 月 日

水戸市長 様

申請者 氏名 印

下記，道路位置指定において境界の不明箇所が確定したので第19条の規定により申請します。

1 申請人	住所 ..... TEL ( ) 氏名 .....
2 代理人	住所 ..... TEL ( ) 氏名 ..... 資格 資格の種類 第 ..... 号 事務所名 ..... TEL ( ) 事務所の所在地 .....
3 申請地	
4 指定道路の概要	指定日・番号 年 月 日 第 ..... 号 道路延長 ..... m 道路幅員 ..... m
5 境界確定の概要	確定部分の延長 ..... m 未確定部分の延長 ..... m 関係権利者 ..... 名

※受付	※決裁	※承認
年 月 日 第 ..... 号		年 月 日 第 ..... 号

注 ※欄には記入しないで下さい。



道路位置指定境界承認申請書（副）

年 月 日

水戸市長 様

申請者 氏名 印

下記，道路位置指定において境界の不明箇所が確定したので第19条の規定により申請します。

1 申請人	住所 ..... TEL ( ) 氏名 .....
2 代理人	住所 ..... TEL ( ) 氏名 ..... 資格 資格の種類 第 ..... 号 事務所名 ..... TEL ( ) 事務所の所在地
3 申請地	
4 指定道路の概要	指定日・番号 年 月 日 第 号 道路延長 m 道路幅員 m
5 境界確定の概要	確定部分の延長 m 未確定部分の延長 m 関係権利者 名

※ 承 認	
この申請は承認する。	
年 月 日 第 号	
水戸市長 印	

注 ※欄には記入しないで下さい。

			道路位置指定境界確定図	※承認	年 月 日 第 号
申請者	住所 氏名	道路の 地名・地番		既 存 指定道路	年 月 日 第 号

付近見取図

公図の写し（縮尺1／ ）

既存指定道路平面図（縮尺1／ ）

境界確定図（縮尺1／ ）

※この様式は、A3版の大きさに記載してください。

道路断面図（縮尺1／ ）

境界が不明な箇所の延長	m	図面製作者	住所	測量者	住所
境界が確定された箇所の延長	m		氏名		氏名

注 ※印欄には記入しないでください。



年 月 日

様

水戸市長

### 道路位置指定工事着工承認通知書

下記，道路位置指定の申請に関して，審査の結果適正と判断しましたので道路位置指定の工事着工を承認します。

#### 記

受付日 年 月 日

受付番号 第 号

申請者

---

申請地

---

年 月 日

水戸市長 様

申請者

### 道路位置指定完了検査申請書

下記、道路位置指定の工事が完了しましたので完了検査の申請をします。

#### 記

申請者 住所 氏名 TEL

申請地

代理者 住所 氏名 TEL

工事承認日 年 月 日

工事承認番号 第 号

備考・指示事項

---



---



---



---

※受付	※決 裁

注 ※欄には記入しないで下さい。

管 理 者 届

年 月 日

水戸市長 様

届出者 住 所  
氏 名 印

指定道路の申請にあたり当該道路の管理者を次のとおり届出ます。

1 指定道路の管理者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

2 道路となる土地の住所 水戸市 \_\_\_\_\_

3 指定道路の概要 幅 員 m  
延 長 m

※自署の場合は押印を省略できます。

# 指定道路関係条文抜粋

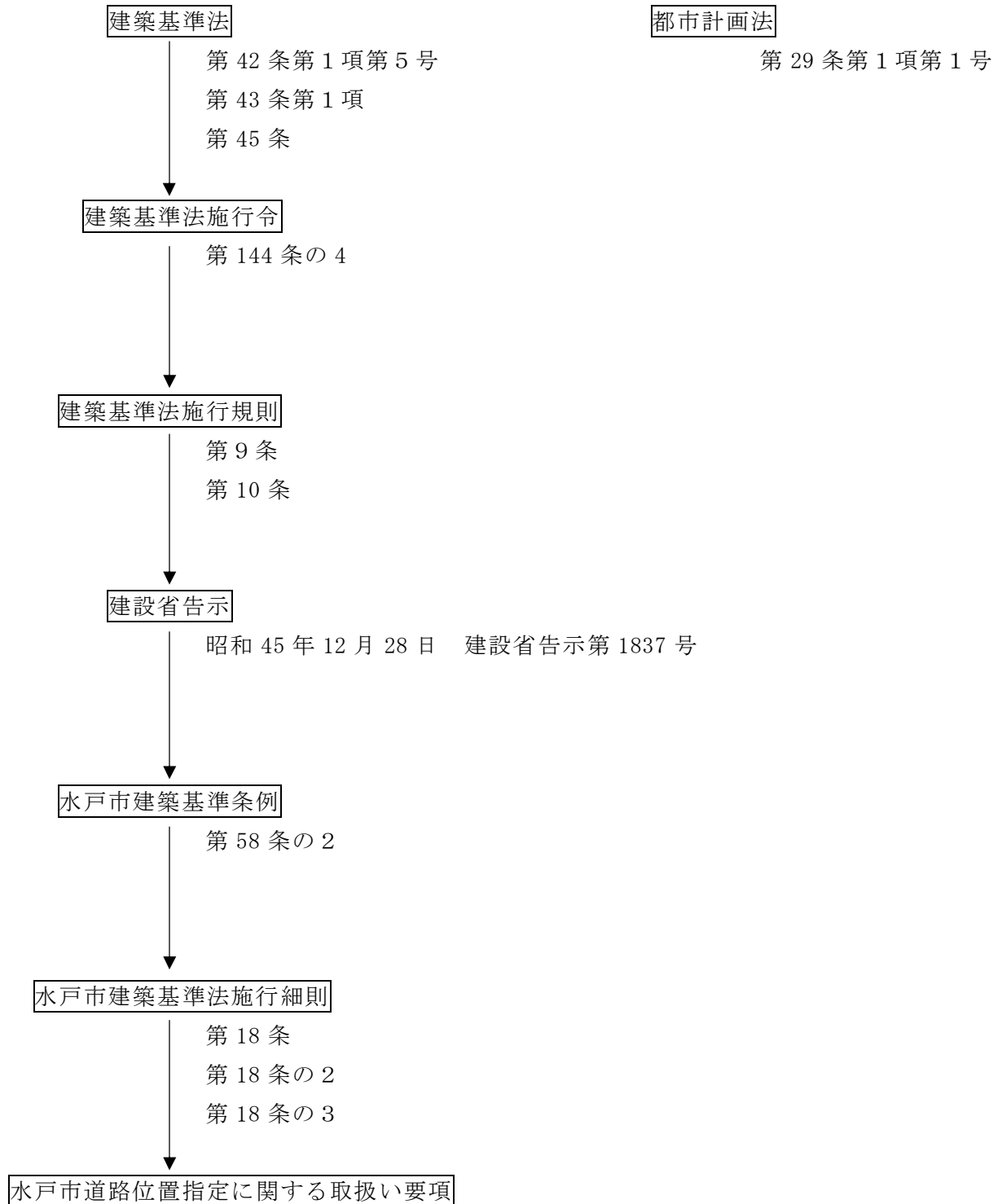
# 指定道路関係条文抜粋

## 目次

1	指定道路関係の法体系	-----	49
2	建築基準法（抜粋）	-----	50
3	都市計画法（抜粋）	-----	51
4	建築基準法施行令（抜粋）	-----	52
5	建築基準施行細則（抜粋）	-----	53
6	建設省告示	-----	54
7	水戸市建築基準条例（抜粋）	-----	55
8	水戸市建築基準法施行細則（抜粋）	-----	56
9	水戸市道路位置指定に関する取扱い要項	-----	57
	別表	-----	62



# 指定道路関係の法体系



## 1 建築基準法（抜粋）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

（道路の定義）

第 42 条 この章において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員 4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第 3 項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

（略）

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとするものが特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

（敷地等と道路との関係）

第 43 条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第 44 条第 1 項を除き、以下同じ。）に 2m 以上接しなければならない

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地が幅員 4m 以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に 2m 以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

第 45 条 私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が第 43 条第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

## 2 都市計画法（抜粋）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

（開発行為の許可）

第 29 条 都市計画区域又は準都市計画区域において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通書令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模  
（注）未満であるもの

（略）

（注） 政令で定める規模：水戸市の市街化区域においては 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>（都市計画法施行令第 19 条第 1 項）

### 3 建築基準法施行令（抜粋）

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）

（道に関する基準）

第 144 条の 4 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第 43 条第 3 項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員 6 メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35 メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が 35 メートルを超える場合で、終端及び区間 35 メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が 6 メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2m の二等辺三角形の部分に道を含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が 12 パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第 1 項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

## 4 建築基準法施行規則（抜粋）

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）

（道路の位置の指定の申請）

第 9 条 法第 42 条第 1 項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項

（道路の位置の指定の公告及び通知）

第 10 条 特定行政庁は、法第 42 条第 1 項第四号若しくは第五号、第 2 項若しくは第 4 項又は法第 68 条の 7 第 1 項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない

## 5 建設省告示（抜粋）

昭和 45 年 12 月 28 日 建設省告示第 1837 号

改正 平成 12 年 12 月 26 日 建設省告示第 2465 号

道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が 2 メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが 2 台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

## 6 水戸市建築基準条例（抜粋）

水戸市建築基準条例（平成 12 年 3 月 29 日水戸市条例第 7 号）

### 第 8 章の 2 道に関する基準

（平 15 条例 26・追加）

第 58 条の 2 政令第 144 条の 4 第 2 項の規定により同条第 1 項各号に掲げる基準と異なる基準を定める区域は、市街化区域とし、当該基準は、道が他の道路との境界線と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 60 度未満の場合に限る。）が角地の隅角を頂点とする底辺 2 メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであることとする

## 7 水戸市建築基準法施行細則（抜粋）

水戸市建築基準法施行細則（昭和 50 年 3 月 10 日水戸市規則第 14 号）

第 18 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（様式第 24 号）に次の各号に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 道路の位置の指定（変更・廃止）申請図（様式第 25 号）
- (2) 最近の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 承諾者の印鑑証明書
- (4) その他市長が必要があると認める図書

2 法第 42 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする場合には、前項の規定を準用する。

（平 8 規則 5・平 12 規則 48・平 22 規則 31・平 25 規則 35・一部改正）

（道路の位置の標示）

第 18 条の 2 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、側溝その他により道路の境界を明確にしておかなければならない。

2 前項の規定により設置した標識は、移動させてはならない。



## 8 水戸市道路位置指定に関する取扱い要項

水戸市道路位置指定に関する取扱い要項(水戸市告示第73号)

### 第1章総則

#### (趣旨)

第1条 この要項は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道の指定等について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）、自動車の転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）水戸市建築基準条例（平成12年水戸市条例第7号）及び水戸市建築基準法施行規則（昭和50年水戸市規則第14号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路位置指定 法42条第1項第5号の規定に基づき指定を受ける道路をいう。
- (2) 指定道路 道路位置指定を受けた道路をいう。
- (3) 道路位置指定区域 指定道路を利用して、建築することができる土地の区域をいう。
- (4) 宅地開発 建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (5) 同一所有者 道路位置指定を受けた日から起算して相当の期間前の時点に置ける所有者又は社会通念上同一と認められる者をいう。
- (6) 関係権利者 指定道路若しくは道路位置指定を受けようとする土地の所有者、抵当権、地役権等を有する者又は道路位置指定を受けようとする部分に存する建築物若しくは工作物の所有者、抵当権、賃借権等を有する者をいう。

#### (適用の範囲)

第3条 この要項は、道路位置指定、指定道路の延長又は利用及びこれらに伴う宅地開発に適用するものとする。

#### (大規模な土地の一部利用)

第4条 1,000平方メートル以上の一団の土地（道路、水路等で分断されていない連坦する土地をいう。）を道路位置指定により宅地開発を行う場合において、残地（当該宅地開発以外の土地）の所有者と宅地開発を行う者が同一、又は同一所有者であるときの当該残地の取扱いは、次の各号に定めるところとする。

- (1) 道路位置指定により宅地開発する区域（1,000平方メートル未満）と残地を明確にするため、境界杭を設置するものとする。また、予定建築物の用途又は使

用状況に応じ境界杭以外にネットフェンス等を設置し、未利用地であることを明確にするものとする。

- (2) 道路位置指定を受けた日から起算して相当の期間内に宅地開発を行い当該開発面積と従前の開発面積の合計が1,000平方メートル以上の場合には、都市計画法(昭和3年法律第100号)第29条第1項に規定する開発行為の許可を受けるものとする。

#### (宅地の規模)

第5条 指定道路を利用して建築することができる宅地の面積は、戸建て住宅にあつては165平方メートル以上とするものとする。ただし周囲の状況によりやむを得ない場合は135平方メートル以上とすることができる。

#### (宅地の雨水)

第6条 宅地の雨水は、排水管、浸透枳等の排水施設を有効に設置し、適切に処理するよう努めるものとする。

### 第2章 道路位置指定等の技術基準

#### (道路位置指定の幅員)

第7条 道路位置指定の幅員は最小4メートルとし、別表第1に掲げる方法によって測るものとする。

#### (転回広場の設置)

第8条 道路位置指定の幅員が6メートル未満かつ延長が35メートルを超えるときは、施行令第144条の4第1項第1号ハの規定に基づき転回広場を設置しなければならない。この場合において、35メートル以内ごとに別表第2に掲げる待避所型転回広場を、終端に終端型広場を設けなければならない。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合には、別表第2と同等以上の車両が転回可能な機能を有する広場を設けることができる。

#### (道路位置指定の構造)

第9条 道路位置指定の舗装はアスファルト舗装とし、別表第1に掲げる構造とするものとする。ただし、やむを得ない場合には碎石舗装等とすることができる。

#### (道路位置指定の雨水)

第10条 道路位置指定内の雨水は、側溝、下水管等がいつ水、帯水又は漏水のおそれのないように周囲の状況、地形、降水量その他の諸事情を勘案し、有効な排水施設を設けて処理しなければならない。

- 2 放流先は、公共の排水路又はこれに準ずる施設に接続するものとする。ただし、周囲の状況によりやむを得ないと認める場合は、浸透能力を有する浸透枳等により処理する

ことができる。

(道路位置指定の安全性の確保)

第 11 条 道路位置指定の予定地ががけ地等に近接し、危険がある場合は、ガードレール、フェンス等の防護施設又は街路灯を設置するものとする。

(道路位置指定の標識の設置)

第 12 条 道路位置指定の標識は、別表第 3 に掲げるものをアルミ製等で作成し設置するものとする。

### 第 3 章 指定道路の延長及び利用

(指定道路の延長)

第 13 条 昭和 46 年 3 月 15 日以前の指定道路を延長(新たな道路位置指定)する場合には、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 既存の指定道路を含めた総延長は、概ね 250 メートル以下とすること。
- (2) 既存の指定道路の所有者全員の承諾を得ること。
- (3) 転回広場の設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 既存の指定道路が第 8 条に規定する転回広場の設置基準に適合している場合においては、新たな道路位置指定の延長に応じて同条の規定に適合しなければならない。

イ 既存の指定道路が第 8 条に規定する転回場の設置基準に適合していない場合においては、次に掲げるところにより転回広場を設置するものとする。ただし、新たに設けた道路位置指定と既存の指定道路との総延長が 35 メートル以下の場合にはこの限りでない。

(ア) 新たに設ける道路位置指定が 35 メートル以下の場合には、終端型に別表第 2 の終端型転回広場を設けること。

(イ) 新たに設ける道路位置指定が 35 メートルを超える場合には、新たに設ける道路位置指定と既存の指定道路の接続箇所近辺に別表第 2 の待避所型転回広場を設け、かつ、第 8 条の規定に適合しなければならない。

2 昭和 46 年 3 月 16 日以降の指定道路を延長(新たな道路位置指定)する場合には、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 既存の指定道路を含めた総延長は、概ね 250 メートル以下とすること。
- (2) 既存の道路位置指定を受けた日から相当期間を経過していること
- (3) 既存の指定道路の所有者全員の承諾を得ること。
- (4) 既存の指定道路に新たな指定道路を加えた総延長に応じ、第 8 条の規定に適合しなければならない。

(指定道路の利用)

第 14 条 指定道路を法第 43 条の規定による道路として道路位置指定区域外の土地に建築を行う場合は、昭和 46 年 3 月 15 日以前に道路位置指定を受けた指定道路を利用する場

合を除き、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 道路位置指定を受けた日から相当期間を経過していること。
- (2) 指定道路の所有者全員の承諾を得ること。ただし、当該指定道路部分に所有権を有する者はこの限りではない。

(指定道路の境界)

第 15 条 指定道路の境界が明確でないときは、原則として指定を受けた幅員で復元することとする。ただし、やむを得ない場合にあっては当該指定道路のうち、建築物を建築しようとする敷地、当該敷地が接する指定道路部分及び当該敷地に対面する敷地の境界線を明確にすること。

#### 第 4 章 道路位置指定の申請等

(事前協議)

第 16 条 道路位置指定、変更又は廃止の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、道路の位置の指定・変更(延長)・廃止事前協議書(様式第 1 号)を市長に提出し協議をするものとする。

(道路位置指定の延長変更申請)

第 17 条 第 13 条に規定する指定道路の延長をしようとする者は細則第 18 条に規定する道路の位置の指定(変更・廃止)申請書(様式第 24 号)に次の各号に掲げる図書を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 予定宅地の求積図
- (2) 延長しようとする道路位置指定部分(以下「延長指定道路部分」という。)及びそれに伴う開発区域の測量図
- (3) 既存の指定道路の所有者及び延長指定道路部分の関係権利者の承諾書
- (4) 既存の指定道路部分、延長指定道路部分及び開発区域の公図の写し(法務局備え付け)
- (5) 既存の指定道路、延長指定道路部分及び道路位置指定区域内の土地登記簿謄本並びに延長指定道路部分内に存する建築物の建物登記簿謄本

(区域の変更届)

第 18 条 建築主は、第 14 条の規定により道路位置指定区域外に建築しようとする場合においては、建築確認申請前に位置指定区域変更届出書正副 2 部(様式第 2 号)に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に届け出るものとする。

- (1) 次の事項を記載した道路位置指定区域変更図(様式第 3 号)
  - イ 申請地の位置を示した案内図
  - ロ 既存の指定道路と新たに建築が予定される土地の区域
  - ハ 公図の写し(法務局備え付け)

(2) 開発区域の測量図

(3) 既存の指定道路所有権者の承諾書（様式第4号）ただし、既存の指定道路部分に所有権を有する場合にはこの限りでない。

(4) 土地の登記簿謄本

（道路境界確定の届出）

第19条 第15条の規定により指定道路の当該境界が確定したときは、道路位置指定境界確定届出書正副2部（様式第5号）に次に掲げる図書を添えて、市長に届け出るものとする。

(1) 道路位置指定境界確定図（様式第6号）

(2) 関係道路所有権者の道路境界承諾書（様式第7号）

(3) 関係土地の登記簿謄本

(4) 公図の写し（法務局備え付け）

## 第5章 工事等の承認及び検査

（工事の承認）

第20条 細則第18条第1項、第2項の規定に基づく申請について、審査の結果適正な場合には、市長は道路位置指定工事承認通知書（様式第8号）を申請者に通知するものとする。

（道路部分の分筆）

第21条 前条の規定に基づき工事着工の承認を受けた者は、道路位置指定の完了検査の申請までに当該道路部分を分筆するものとする。

（完了検査の申請）

第22条 申請者は工事の完了後速やかに道路位置指定完了検査申請書（様式第9号）に、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 指定道路部分の土地登記簿謄本及び公図の写し（法務局備え付け）

(2) 宅地確定図

## 付則

（施工期日）

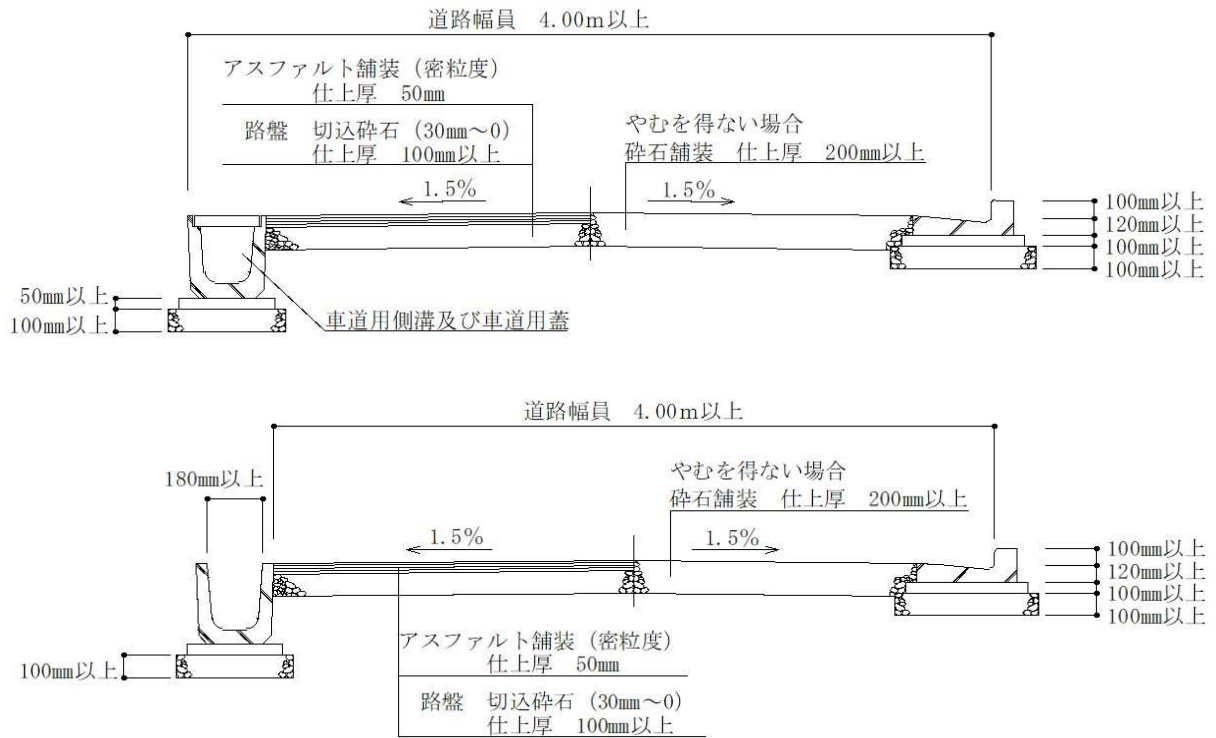
1 この要項は平成15年4月10日から施行する。

2 次に掲げる基準及び指針は、廃止する。

(1) 水戸市道路位置指定基準（昭和50年3月29日 水戸市告示第44号）

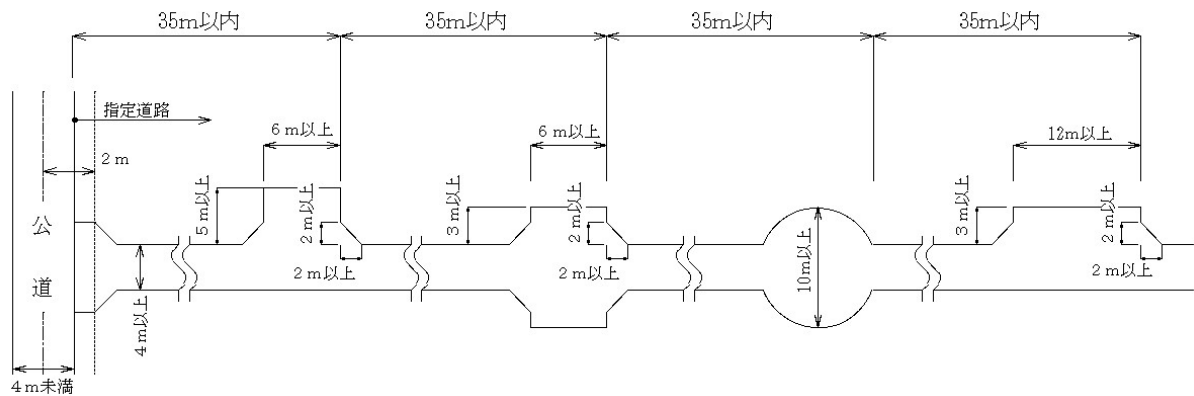
(2) 水戸市道路位置指定基準に基づく取扱い指針

別表第1 (第7条, 第9条関係)

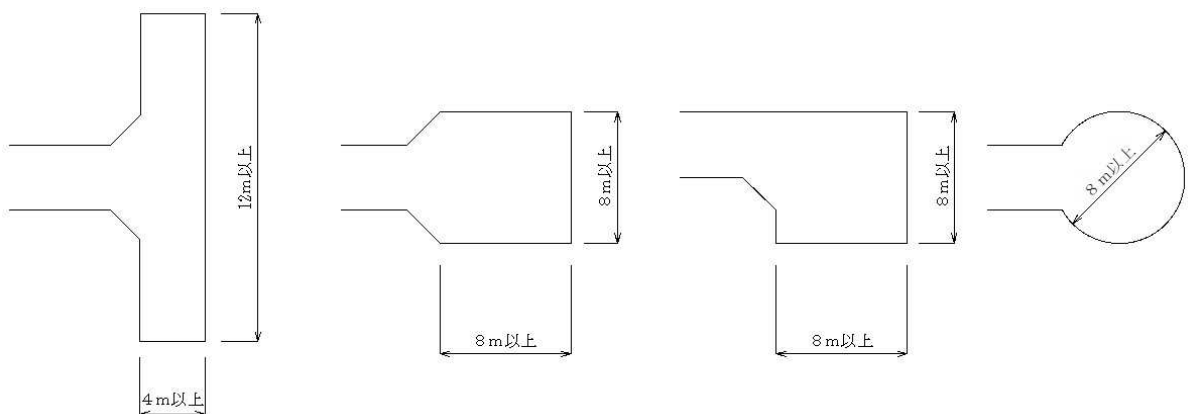


別表第2 (第8条関係)

1 待避所型転回広場



2 終端型転回広場



別表第3（第12条関係）

標識

